



第2次南丹市 男女共同参画行動計画

素案

2018（平成30）年11月時点
南丹市

はじめに

2019（平成31）年3月

南丹市

目 次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的な考え方..... | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨..... | 1 |
| 2. 計画の位置付け..... | 2 |
| 3. 計画策定の経緯..... | 2 |
| 4. 計画の期間..... | 2 |
| 第2章 計画策定の背景..... | 3 |
| 1. 国際的な動き..... | 3 |
| 2. 国の動き..... | 3 |
| 3. 京都府の動き..... | 4 |
| 4. 南丹市の取組経過..... | 5 |
| 第3章 南丹市の現状と課題..... | 7 |
| 1. 南丹市の現状..... | 7 |
| 2. 市民意識調査からみる現状と課題..... | 13 |
| 3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題..... | 29 |
| 4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ..... | 34 |
| 第4章 計画の方向性..... | 37 |
| 1. 本計画の基本理念..... | 37 |
| 2. 基本目標..... | 37 |
| 3. 施策の体系..... | 38 |
| 第5章 計画の内容..... | 39 |
| 基本目標1 男女共同参画の意識づくり..... | 39 |
| 基本目標2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進..... | 43 |
| 基本目標3 働く場における男女共同参画の推進..... | 47 |
| 基本目標4 安心・安全な男女共同参画社会づくり..... | 51 |
| 第6章 計画の推進..... | 56 |
| 1. 計画の推進体制..... | 56 |
| 2. 計画の進捗管理と評価..... | 56 |

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

わが国では、国際社会の動きとも連動しつつ、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進し、1999（平成11）年6月には、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的に推進していくことを目的に「男女共同参画社会基本法」が制定・施行されました。この中で男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」（「男女共同参画社会基本法」第2条）であると、明確に定義されました。

南丹市においては、2008（平成20）年3月に、「南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「前計画」という。）を策定し、2014（平成26）年3月には同計画の検証・評価に基づき5年目の中間見直しを行いました。この中間見直しから5年が経過する中で、男女共同参画をめぐる国や社会の動向は大きく様変わりしています。

本格的な人口減少時代が到来する中で、国においては「まち・ひと・しごと創生法」（2016（平成28）年施行）や「女性の職業生活における活躍に関する法律（女性活躍推進法）」（2015（平成27）年施行）が整備され、女性が働きながら出産・子育てができる社会の実現に向けた施策が進められています。

こうした国や社会の動向を踏まえつつ、前計画の進捗状況を検証・評価し、市民意識調査を行った上で、「第2次南丹市男女共同参画行動計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。本計画では、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を發揮できるような男女共同参画社会の実現に向けて、市として取り組むべき施策の方向性を示しています。

2. 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める市町村男女共同参画計画であり、「女性活躍推進法」第6条第2項に定められた市町村推進計画、及び「DV防止法」第2条の3第3項に定める市町村基本計画にも相当するものです。また、「南丹市男女共同参画推進条例」第9条に基づき、策定するものでもあります。

策定に当たっては、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び府の「KYOのあけぼのプラン（第3次）—京都府男女共同参画計画—」を踏まえるとともに、本市の最上位計画である「第2次南丹市総合振興計画」等の関連計画との整合を図りました。

3. 計画策定の経緯

本計画の策定に当たっては、「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」や関係団体に対するヒアリング調査、及びパブリックコメントの実施などにより、広く市民の意見やニーズの把握に努めました。

また、庁内各課において前計画の検証・評価を行い、課題を明らかにした上で、施策の見直しを行いました。

これらを踏まえ、「南丹市男女共同参画推進条例」によって設置が定められた南丹市男女共同参画社会推進委員会において審議を重ね、計画を策定しました。

4. 計画の期間

本計画の計画期間は、2019（平成31）年度から2028（●●10）年度までの10か年とします。ただし、5年後の2024（●●6）年度に中間見直しを行います。

また、期間中であっても、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。

（年度）

| 2019 （平成31） （●●1） | 2020 （●●2） | 2021 （●●3） | 2022 （●●4） | 2023 （●●5） | 2024 （●●6） | 2025 （●●7） | 2026 （●●8） | 2027 （●●9） | 2028 （●●10） |
|-------------------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|----------------|
| 第2次南丹市総合振興計画 | | | | | | | | | 第3次 |
| 第2次南丹市男女共同参画行動計画（本計画） | | | | | <中間見直し> | | | | |

第2章 計画策定の背景

1. 国際的な動き

国際連合（国連）は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」と定め、その後の10年間を「国際婦人の10年」として、女性の地位向上を目指す取組を展開しました。

1979（昭和54）年の国連総会では、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」が採択されました。

1995（平成7）年に北京で開催された第4回世界女性会議では、女性の権利の実現や男女平等の推進を目指す「北京宣言」及び2000（平成12）年までに世界各国が取るべき行動を定めた「行動綱領」が採択され、2000（平成12）年に開催された国連特別総会の「女性2000年会議」で、この「行動綱領」の実施状況を検討・評価し、完全実施に向けてさらなる行動を行うことが約束されました。

2013（平成25）年に開催された第57回国連婦人の地位委員会では、「北京宣言及び行動綱領」、「第23回国連特別総会」成果文書、「第4回世界女性会議」の10周年及び15周年に当たって委員会によって採択された宣言が再確認されています。

そして、「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されてから20年目に当たる2015（平成27）年には、「北京+20」として、第59回国連婦人の地位委員会において、これまでの取組状況に関するレビューを行ったほか、広報・啓発等の活動を行っています。

2. 国の動き

わが国ではこれまで、国際的な動きに連動する形で「男女雇用機会均等法」や「育児・介護休業法」などの法整備が進められ、1999（平成11）年には男女共同参画社会の実現に向け、基本理念や国、地方公共団体及び国民それぞれの責務を定めた「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

「男女共同参画社会基本法」の
5つの基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②社会における制度又は慣行についての配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤国際的協調

2000（平成 12）年には、同基本法に基づいた「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の形成促進に関する施策の基本的な方向が示されました。同計画は、2005（平成 17）年、2010（平成 22）年の改定を経て、2015（平成 27）年には「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。この中で、「男性中心型労働慣行等の変革」や、「あらゆる分野における女性の参画拡大」「困難な状況に置かれている女性のきめ細かな支援」「男女共同参画の視点からの防災・復興対策等」「女性に対する暴力の根絶に向けた取組」「国際的な規範・基準の尊重」「地域における推進体制の強化」などが、改めて強調されています。

さらに、2015（平成 27）年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が成立・一部施行され、国や地方公共団体及び民間事業主（従業員 301 人以上）に、女性活躍推進を積極的に進めるための行動計画の策定が義務付けられました（300 人以下の民間事業主は努力義務）。

親しい男女間の暴力問題については、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、2001（平成 13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（配偶者暴力防止法）が施行されました。この法律は 2013（平成 25）年に改正され、配偶者だけでなく生活の本拠をともにする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法律の適用対象となりました。

3. 京都府の動き

京都府においては、国の女性政策の黎明期から、行動計画の策定や推進体制の整備、啓発事業の実施等に積極的に取り組んできました。1981（昭和 56）年 12 月に女性問題に関する第一次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」が策定され、5 年間の計画期間中に、京都府立婦人教育会館の建設をはじめ、KYOのあけぼの大学、京都府女性の船事業、女性海外研修事業など、意識啓発、指導者の養成、国際交流の促進といった観点から各種の事業が創出されました。

1989（平成元）年には、「男女共同参画基本法」に基づく「KYOのあけぼのプラン —京都府男女共同参画計画—」が策定され、その後プランは 2001（平成 13）年の改定を経て、2011（平成 23）年に第 3 次計画が策定されました。この中で 10 分野の重点施策と 33 項目の数値目標が設定され、男女共同参画社会の実現を目指した取組が進められています。

また、2004（平成 16）年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行され、取組のさらなる推進が図られるとともに、2006（平成 18）年に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定されました。この計画は、

2009（平成 21）年の改定を経て、2019（平成 31）年に第 3 次計画に改定されています。

さらに、2011（平成 23）年に、公・労・使のオール京都体制でワーク・ライフ・バランスに取り組む拠点として「京都ワーク・ライフ・バランスセンター」を開設し、ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度が開始されました。2015（平成 27）年には経済団体等と行政（京都府・京都市・京都労働局）が連携して、京都における女性の活躍を加速化させるための組織として、輝く女性応援京都会議が発足し、「京都女性活躍応援計画」が策定されるなど、時代の変化に合わせた取り組みが進められています。

4. 南丹市の取組経過

旧園部町・旧八木町・旧日吉町・旧美山町が 2006（平成 18）年に合併し、本市が発足するまでは、各旧町において、男女共同参画の推進に取り組んできました。

●各旧町の主な取組

| | | |
|-----|--------------|--|
| 園部町 | 1991（平成 3）年 | 庁内に女性対策検討委員会及び推進会議を組織 |
| | 1993（平成 5）年 | 女性がいきいきと学び輝ける場、女性のネットワークを広げる場として「女性の館」設置 |
| | 1996（平成 8）年 | 「仲良く生きようプラン・そのベ」策定 |
| | 2002（平成 14）年 | 園部町女性団体連絡会を設置。女性団体のネットワーク化を推進 |
| 八木町 | 1992（平成 4）年 | 「男女共同参画によるまちづくり」に関する意識調査実施 |
| | 1993（平成 5）年 | 「八木町女性政策検討委員会設置要綱」策定 |
| | 1994（平成 6）年 | 第 1 回八木町女性対策検討委員会を開催。女性海外視察団派遣制度を実施 |
| | 2005（平成 17）年 | 「八木町男女共同参画プラン」策定 |
| 日吉町 | 2001（平成 13）年 | 男女共同参画推進会議を設置。町民意識調査の実施など |
| | 2002（平成 14）年 | 日吉町男女共同参画懇話会を設置 |
| | 2004（平成 16）年 | 「ひよしせせらぎプラン」策定 |
| 美山町 | 1995（平成 7）年 | 美山町女性の集い連絡会が発足 |
| | 1999（平成 11）年 | 女性議会の開催 |

合併後は、これまで各旧町が取り組んできたことを基盤にさらに発展するべく、「なんたん女性のネットワークづくり仕掛人会議」を立ち上げ、2009（平成21）年度には、男女共同参画の地域づくりへの意見交換、企画立案、相互交流の展開、ネットワークづくりを図ることを目的とする「南丹市女性ネットワーク会議」を発足しました。同会議は南丹市男女共同参画フォーラム「キラリなんたん」の企画運営を、本市と協働で行っています。

また、地域づくり・NPO活動などに関心のある女性や、職場でさらに能力を発揮したい女性に、学習とネットワークの構築の機会を提供し、地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍するリーダーを育成することを目的として京都府が主催する「女性の船」には、市内から毎年数名の参加があり、スキルアップした女性たちが地元でさらに活躍の場を広げています。

本市としては、これらの支援を行うとともに、2009（平成21）年に「南丹市男女共同参画行動計画」を策定、2014（平成26）年に中間見直しを行い、男女の人権尊重の意識づくりのための啓発や、政策・方針決定過程における女性の地位向上のための取り組み、ワーク・ライフ・バランスに関わる支援や、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた活動など、男女共同参画社会の実現に向け様々な分野で施策の推進をしています。

2015（平成27）年には、南丹市議会において、「南丹市男女共同参画推進条例」が制定されました。

また、同年、「次世代育成支援対策推進法」と「女性活躍推進法」に基づく、「南丹市特定事業主行動計画」を策定^{*}し、具体的な行動計画と数値目標を定めて、庁内における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組を行っています。

※「次世代育成支援対策推進法」に基づく「南丹市特定事業主行動計画」（2010（平成22）年策定）に、「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を組み込み、新たに「南丹市特定事業主行動計画」として改訂。

第3章 南丹市の現状と課題

1. 南丹市の現状

(1) 人口の状況

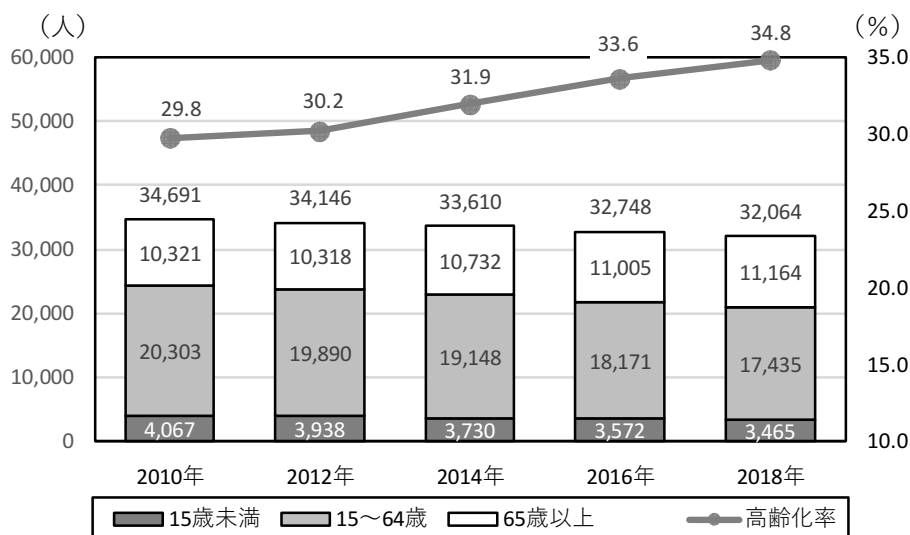
本市の人口は年々減少し、2018（平成30）年は2010（平成22）年と比較して2,627人（7.6%）減の32,064人となりました。

年齢3区分別の人口推移をみると、「15歳未満（年少人口）」と「15歳から64歳（生産年齢人口）」はともに減少しているのに対し、「65歳以上（老年人口）」は2012年（平成24年）以降、増加傾向にあります。この結果、65歳以上の比率（高齢化率）は、年々、高まっています。

介護人材の不足が予測される中、高齢者の介護は女性に負担が偏りがちなことから、地域社会全体で介護を支援する仕組みづくりが重要となっています。

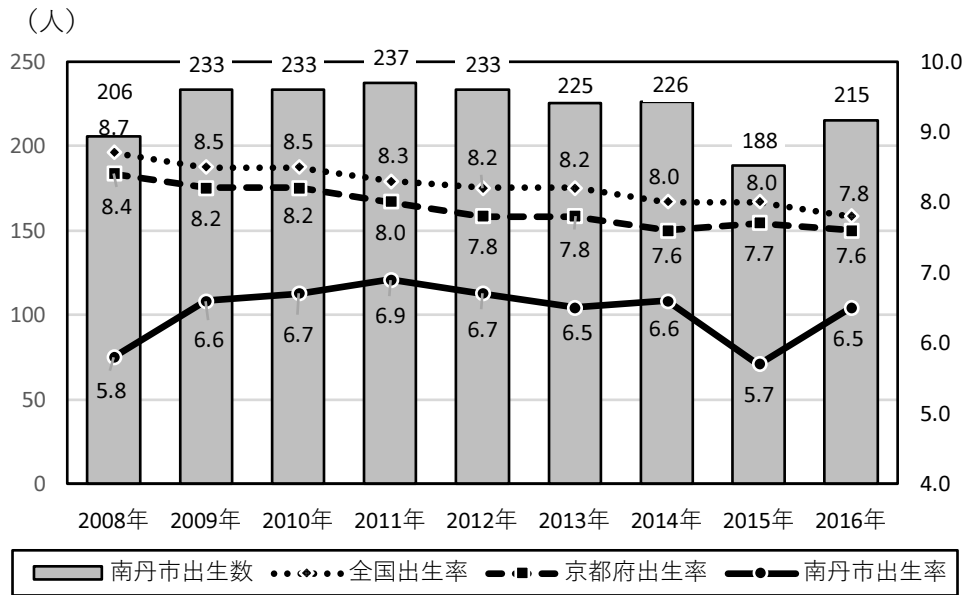
また、本市の出生率の推移をみると、増減はあるものの全国や京都府と比較すると低い水準で推移しています。出生率向上のためにも、女性だけに子育ての負担が偏らない施策が重要となっています。

■ 年齢3区分別人口と高齢化率の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■出生数と出生率の推移

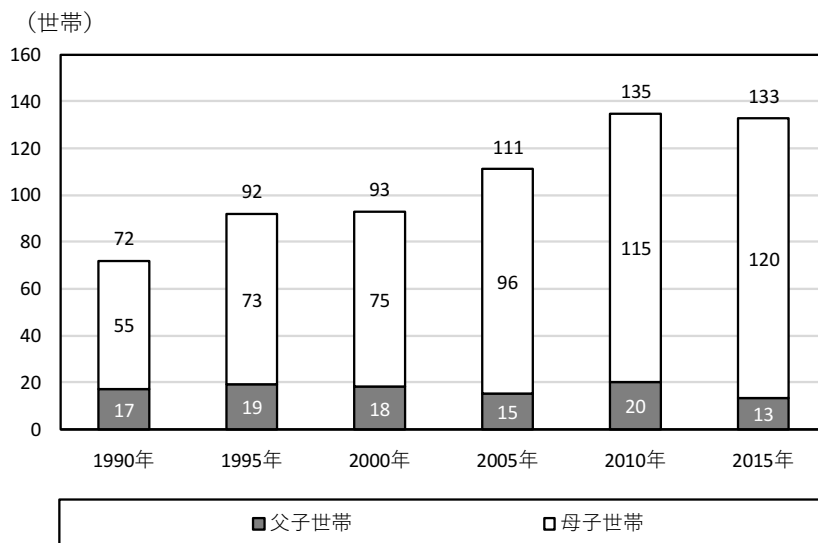


資料：人口動態統計（「京都府保健福祉統計年報」「厚生労働省年報」）
 ※「出生率」とは、人口1,000人当たりの出生数のこと。合計特殊出生率とは異なる。

(2) ひとり親世帯の状況

ひとり親世帯数の推移をみると、2015(平成27)年はいったん減少したものの、全体としては増加傾向にあり、特に母子家庭の数は増加を続けています。全国的にも、ひとり親世帯の所得、中でも母子家庭の所得は低い傾向にあり、貧困の連鎖を生まない取組が必要です。

■ひとり親世帯の数と率の推移



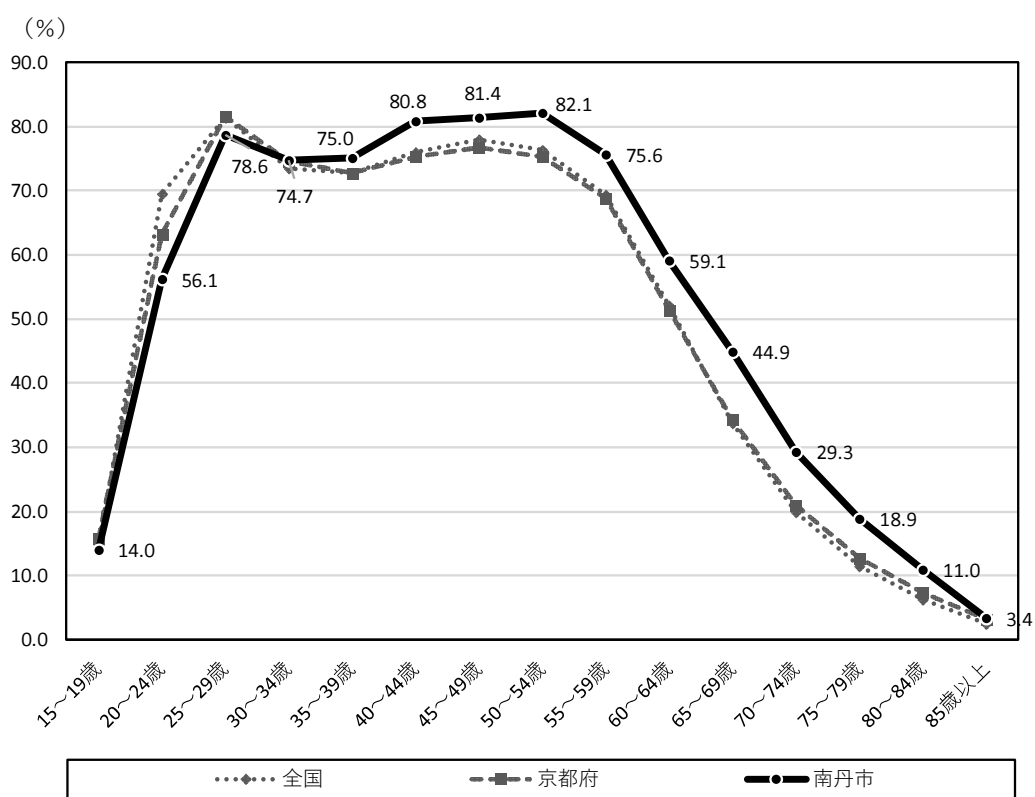
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 女性の労働力率の状況

女性の労働力率（就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が、15歳以上人口に占める割合）を年齢5歳階級別にみると、本市は全国や京都府と比較して、20歳代でやや下回っているものの、35歳以上では全国や京都府よりも上回っています。

全国の傾向と同様30歳代で最も落ち込んでいることから、女性の活躍推進のためには、子育て世代の女性が働きやすい環境づくりが必要です。

■女性の年齢5歳階級別労働力率



資料：2015(平成27)年国勢調査

(4) 市役所における男女共同参画・ワーク・ライフ・バランスの状況

① 審議会・委員会等での女性委員の割合

本市の審議会・委員会等における女性委員の割合にはばらつきがあり、女性が7割以上を占めるものもあれば、女性委員がないものもあります。すべての審議会・委員会等で女性委員の割合が国の目標である30%を越え、男女のバランスがとれた会となるよう、いっそうの努力が必要です。

■女性の割合が多い審議会・委員会等

| 名称 | 委員総数 (人) | 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) |
|-------------------|-------------|--------------|----------------|
| 子ども・子育て会議 | 19 | 15 | 78.9 |
| 子育て発達支援センター運営委員会 | 15 | 12 | 80.0 |
| 個人情報保護審議会・情報公開審査会 | 4 | 2 | 50.0 |
| 市民参加と協働の推進委員会 | 4 | 2 | 50.0 |

資料：南丹市調べ（2018(平成30)年4月1日現在）

■女性の割合が少ない審議会・委員会等

| 名称 | 委員総数 (人) | 女性委員数 (人) | 女性委員の割合 (%) |
|----------------------|-------------|--------------|----------------|
| 消防委員会 | 9 | 0 | 0.0 |
| 建設事業等執行審議会 | 5 | 0 | 0.0 |
| 環境審議会 | 7 | 0 | 0.0 |
| 有償運送運営協議会 | 13 | 0 | 0.0 |
| 農業委員会 | 37 | 2 | 5.4 |
| 高齢福祉計画・介護保険事業計画策定委員会 | 16 | 1 | 6.3 |

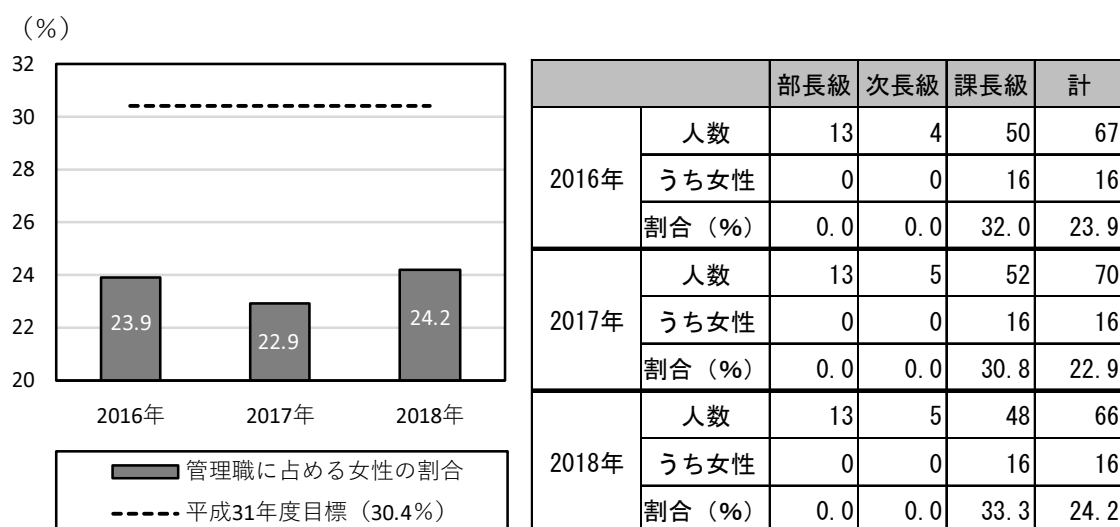
資料：南丹市調べ（2018(平成30)年4月1日現在）

②女性管理職の割合

本市の管理職（課長級以上）に占める女性の割合は、2019（平成31）年度目標の30.4%に対し、2018（平成30）年は24.2%となっています。特に部長級及び次長級には女性はいません。

人材育成には時間がかかることから、早い段階から計画的に管理職候補の育成に努める必要があります。

■女性管理職の割合と人数内訳



資料：南丹市調べ（各年4月1日現在）

③男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」の取得率

男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」については、ほぼ、対象者全員が取得しています。（2017(平成29)年度は対象者7人のうち、取得者は6人）

| | 2015(平成27)年度 | 2016(平成28)年度 | 2017(平成29)年度 | 2019(平成31)年度(目標) |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|------------------|
| 男性職員の「配偶者出産休暇」「育児参加休暇」取得率 (%) | 100.0 | 100.0 | 85.7 | 100.0 |

資料：南丹市調べ

④育児休業・部分休業の取得率

育児休業・部分休業については、女性は対象者全員が取得しているのに対し、男性の取得者は 2015（平成 27）年度以降はありません。（2010(平成 22)年度には 7.1%、2013(平成 25)年度には 40.0%の取得者あり）

女性の活躍推進やワーク・ライフ・バランス推進のために、男性の取得を促進する必要があります。

| | | 2015(平成 27) 年度 | 2016(平成 28) 年度 | 2017(平成 29) 年度 | 2019(平成 31) 年度 (目標) |
|-----------------------|----|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 育児休業・部分休業の 取得率 (%) | 女性 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| | 男性 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 50.0 |

資料：南丹市調べ

⑤1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合

1年間の時間外勤務が360時間を超える職員の割合は、増加傾向にあります。業務の見直しや効率化を進める必要があります。

| | 2015(平成 27) 年度 | 2016(平成 28) 年度 | 2017(平成 29) 年度 | 2019(平成 31) 年度 (目標) |
|----------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 1年間の時間外勤務が360時間 を超える職員の割合 (%) | 5.64 | 8.78 | 10.0 | 3%以下 |

資料：南丹市調べ

⑥年次有給休暇の平均取得日数

年次有給休暇の平均取得日数は、増減はあるものの平成 31（2019）年度目標の半分程度にとどまっています。ワーク・ライフ・バランス推進のために、取得を促進する必要があります。

| | 2015(平成 27) 年度 | 2016(平成 28) 年度 | 2017(平成 29) 年度 | 2019(平成 31) 年度 (目標) |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|---------------------------|
| 年次有給休暇の平均取得日数 (日) | 7.8 | 11.1 | 7.9 | 15日以上 |

資料：南丹市調べ

2. 市民意識調査からみる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、2017（平成29）年10月に「南丹市男女共同参画行動計画策定に関する市民意識調査」を実施しました。

その結果（概要）から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

■市民意識調査の概要

- 調査対象者：南丹市在住の20歳以上の男女（無作為抽出法）
- 調査期間：2017（平成29）年10月16（月）～10月31日（火）
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 回収状況：配布数 1,500件／有効回収数 489件／有効回収率 32.6%

■調査結果の見方・留意点

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つだけを選ぶもの）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上を選ぶもの）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において、「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものです。
- グラフ及び表の「N数（number of case）」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

(1) 男女平等に関する意識について

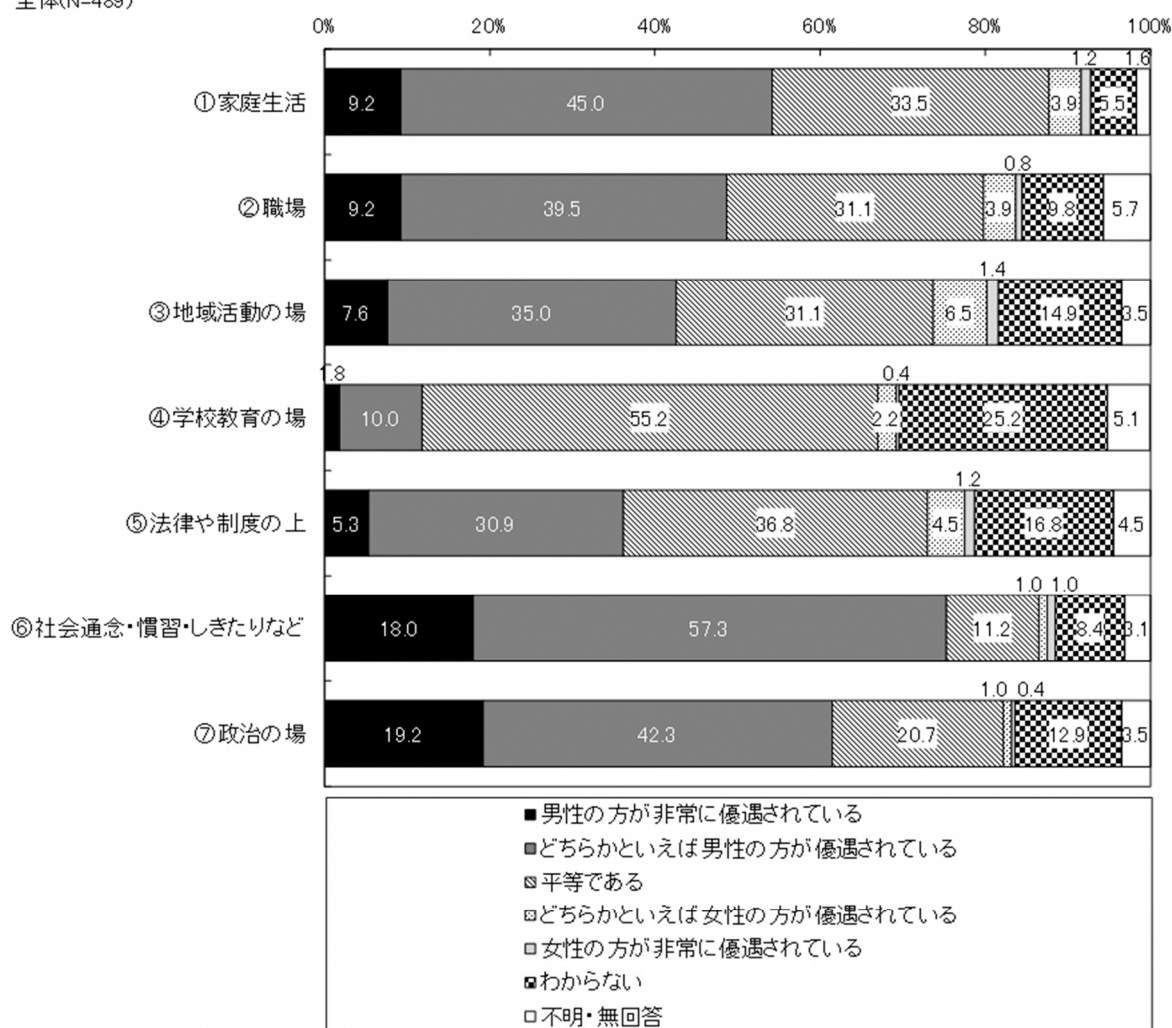
①男女の地位の平等感。(単数回答)

『男性優遇(「男性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計)』が高い項目については、「⑥社会通念・慣習・しきたりなど」が75.3%と最も高く、次いで「⑦政治の場」が61.5%、「①家庭生活」が54.2%となっています。

「平等である」が高い項目については、「④学校教育の場」が55.2%と最も高く、次いで「⑤法律や制度の上」が36.8%となっています。

『女性優遇(「女性の方が非常に優遇されている」「どちらかといえば女性の方が優遇されている」の合計)』は、各項目で10%を下回っていますが、「③地域の活動の場」は7.9%と他の項目に比べてやや高めとなっています。

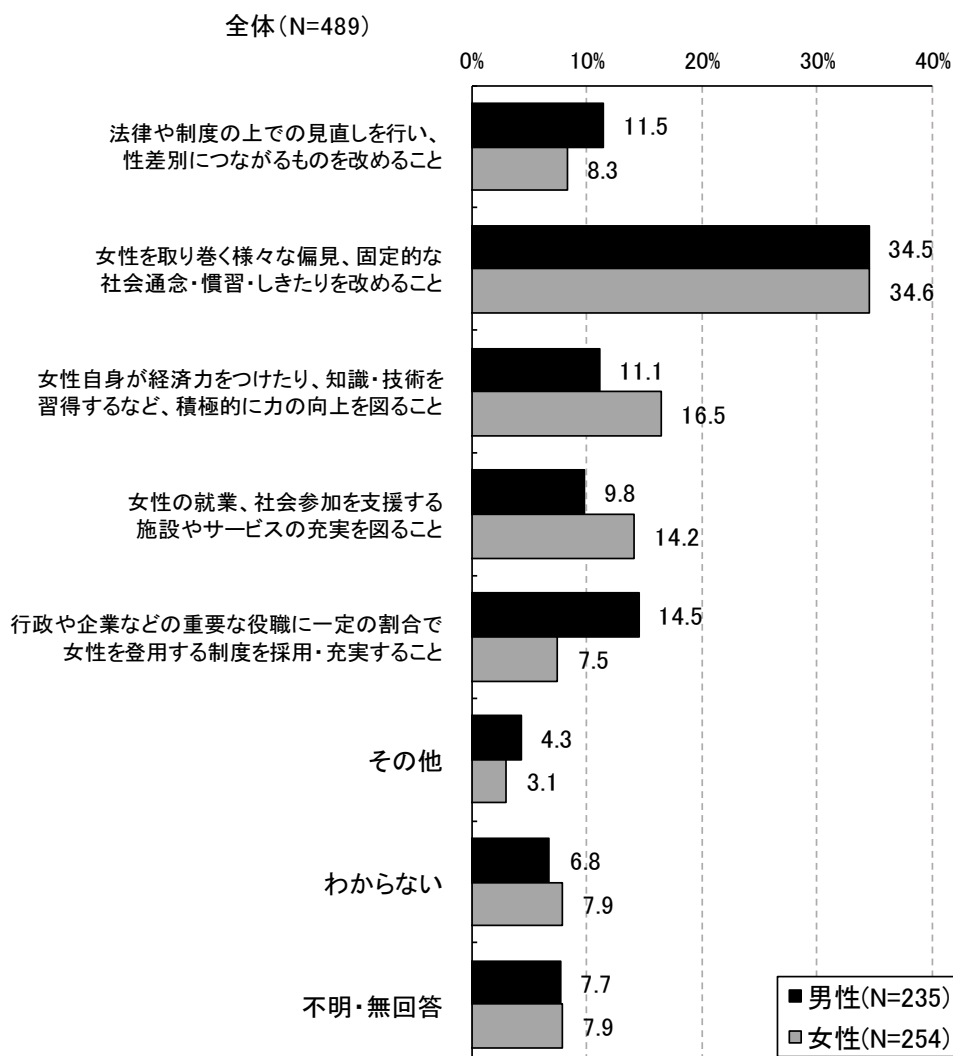
全体(N=489)



②男女平等の社会にするために必要なこと。(単数回答)

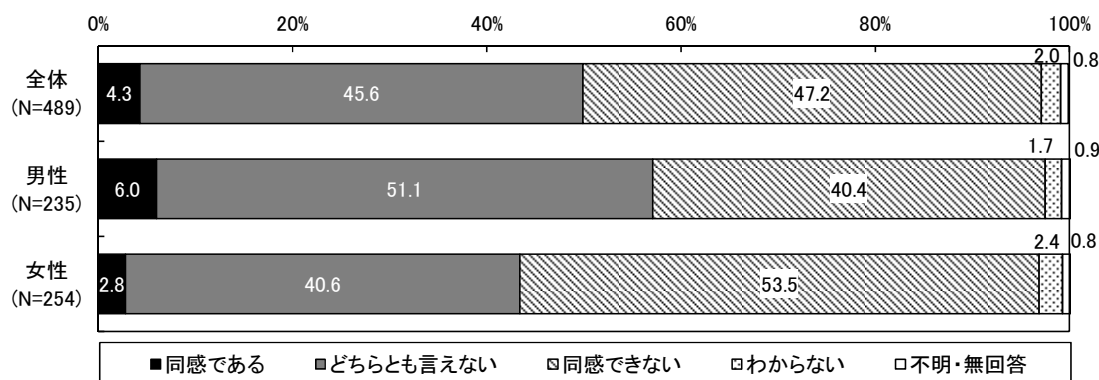
男女ともに、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高く、3割を超えています。

男性は「法律や制度の上での見直しを行い、性差別につながるものを改めること」や「行政や企業などの重要な役職に一定の割合で女性を登用する制度を採用・充実すること」といった制度面の回答が女性に比べて高めとなっており、女性は「女性自身が経済力をつけたり、知識・技術を習得するなど、積極的に力の向上を図ること」や「女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実を図ること」が男性に比べて高めとなっています。



③「男は仕事、女は家庭」という考え方について。(単数回答)

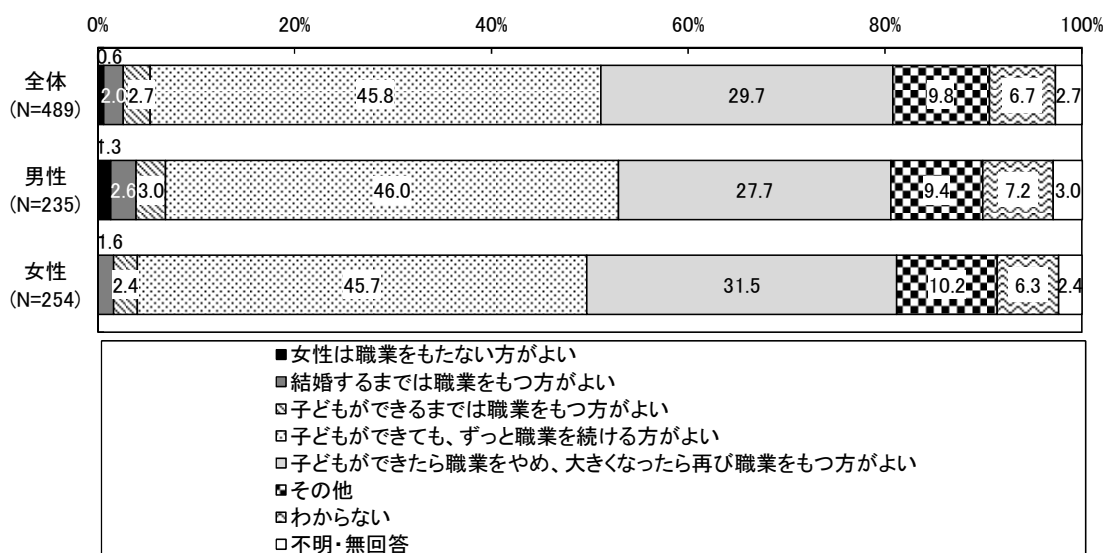
男性は「どちらとも言えない」が51.1%と最も高く、女性は「同感できない」が53.5%と最も高くなっています。



④女性が職業をもつことについて。(単数回答)

男女ともに「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」が最も高く、男性が46.0%、女性が45.7%とほぼ同率になっています。

「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」は女性の方がやや高めとなっています。

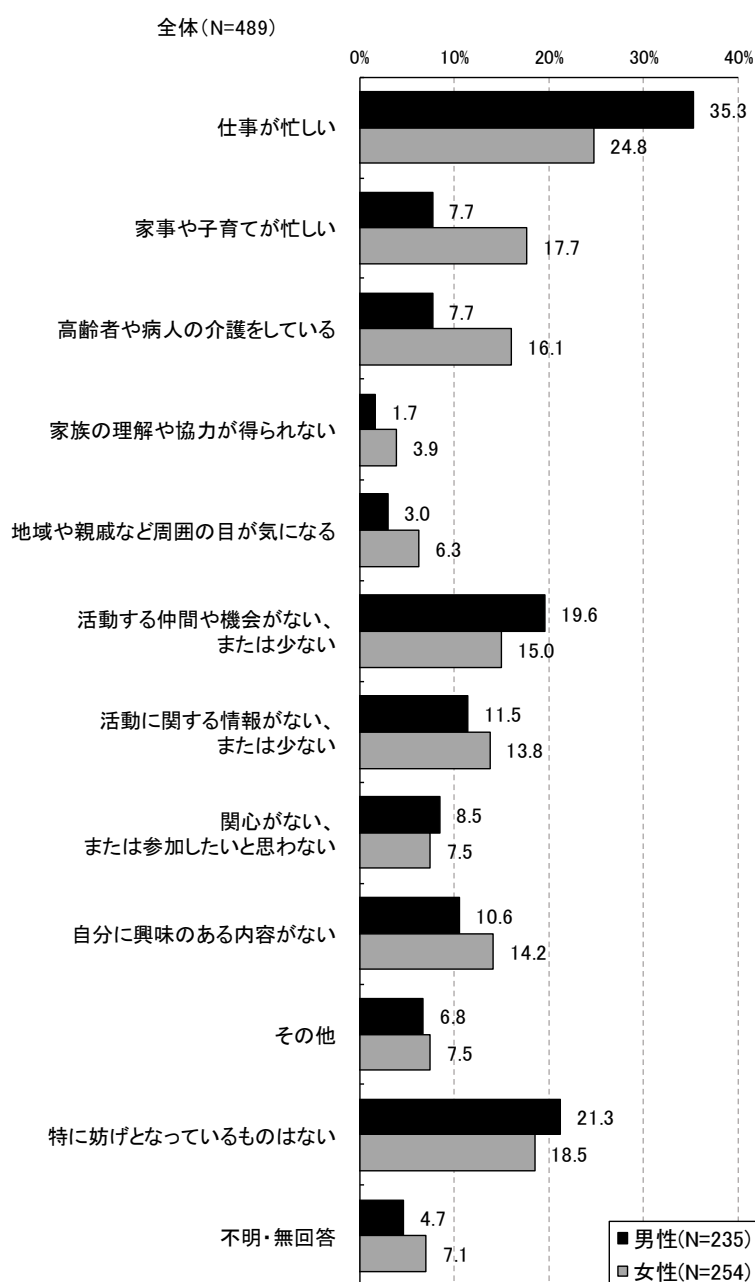


(2) 地域・社会活動について

①仕事以外の活動の支障になっていること、今後支障になるであろうこと。
(複数回答)

男女ともに「仕事が忙しい」が最も高く、男性が35.3%、女性が24.8%となっています。次いで男女ともに「特に妨げになっているものはない」が高くなっており、男性が21.3%、女性が18.5%となっています。

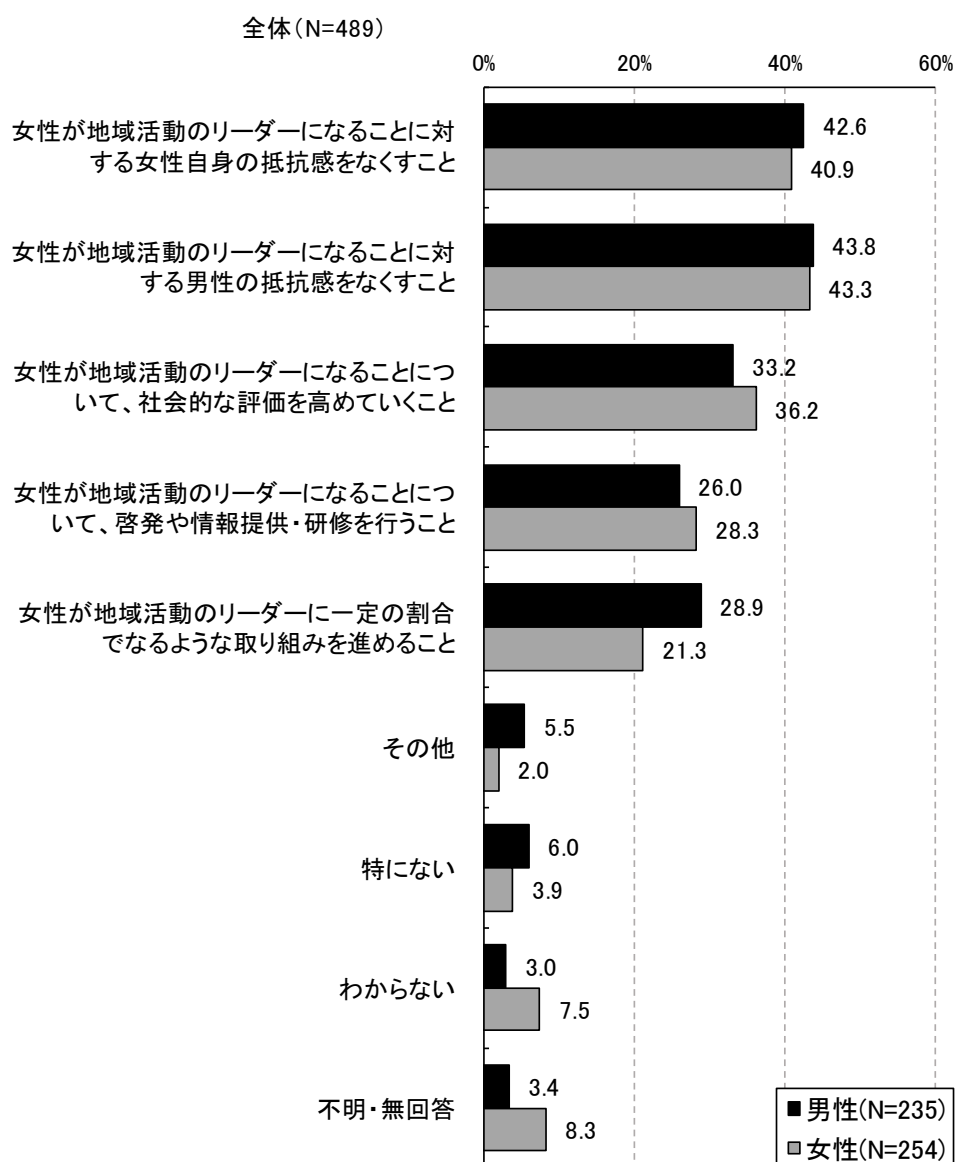
それ以外では、男性では「活動する仲間や機会がない、または少ない」、女性は「家事や子育てが忙しい」「高齢者や病人の介護をしている」が高くなっています。



②女性が地域のリーダーになるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男性が43.8%、女性が43.3%とほぼ同率となっています。次いで、男女ともに「女性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が42.6%、女性が40.9%となっています。

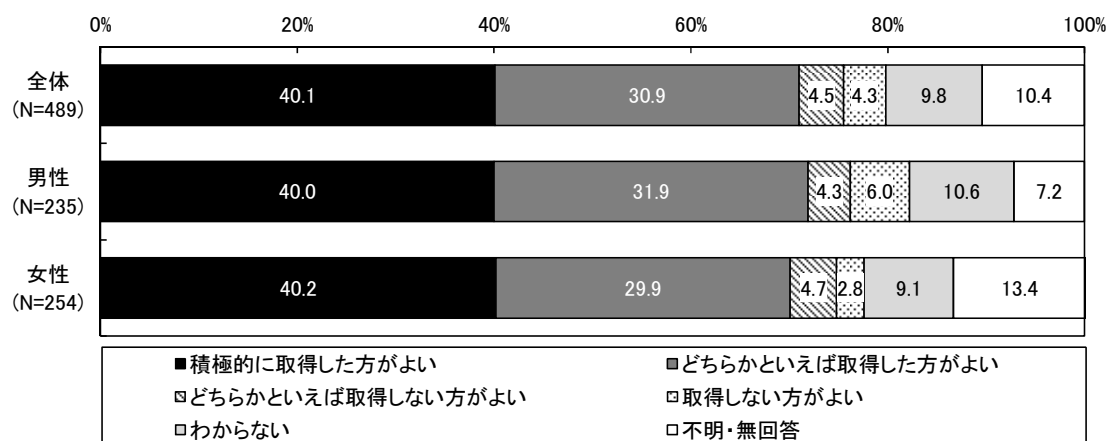
それ以外では、「社会的な評価を高めていくこと」「啓発や情報提供・研修を行うこと」は女性の回答が高めであり、「一定の割合でなるような取り組みを進めること」は男性の回答が高めとなっています。



(3) 就労・働き方について

①男性が育児休業等を取得することについて。(単数回答)

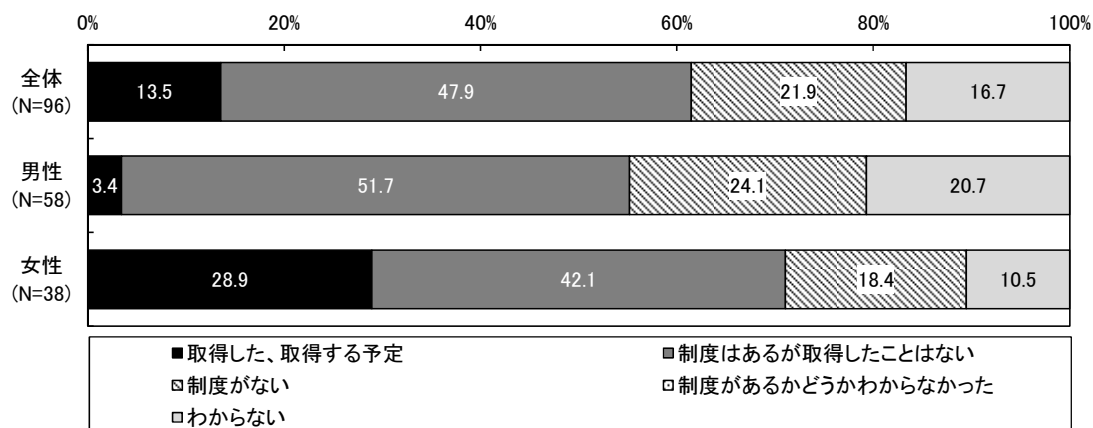
『取得した方がよい(「積極的に取得した方がよい」と「どちらかといえば取得した方がよい」の合計)』が男女ともに7割前後となっています。「取得しない方がよい」は男性が6.0%、女性が2.8%と男性が上回りますが、いずれも回答比率が低いため、全体の回答の傾向として男女で大きな差はありませんでした。



②育児休業の取得状況。(就学前の子どもがいる人(妊娠中含む)への質問) (単数回答)

男女ともに「制度はあるが取得したことがない」が最も高くなっており、男性が51.7%、女性が42.1%となっています。

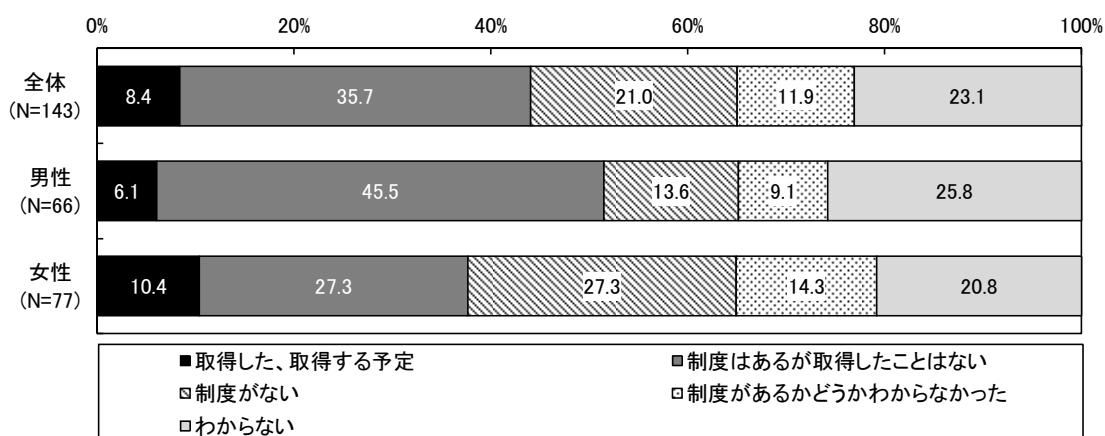
「取得した、取得する予定」は女性が28.9%に対して、男性は3.4%と、男女の格差が大きくなっています。



③介護休業の取得状況。(介護の必要な親族がいる人への質問)(単数回答)

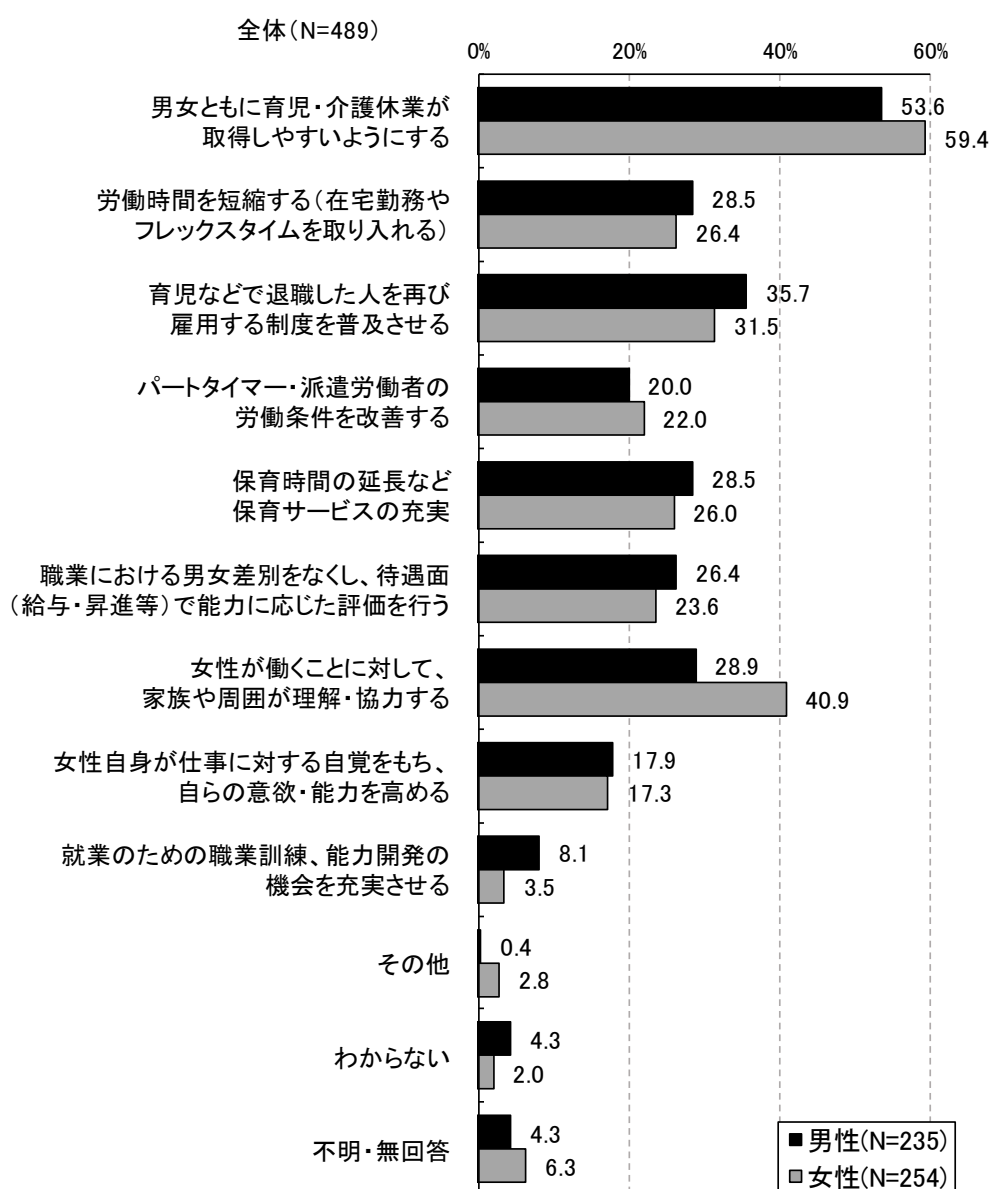
男性は「制度はあるが取得したことがない」が45.5%と最も高くなっており、女性は「制度はあるが取得したことがない」「制度がない」がともに27.3%で最も高くなっています。

「取得した、取得する予定」は女性が10.4%に対して、男性は6.1%となっており、問16の育児休業に比べて男女の格差は小さくなっています。



④女性が働き続けるために必要なこと。(複数回答)

男女ともに、「男女ともに育児・介護休業が取得しやすいようにする」が最も高くなっており、男性が53.6%、女性が59.4%となっています。次いで、男性は「育児などで退職した人を再び雇用する制度を普及させる」が高く、女性は「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」が高くなっています。「女性が働くことに対して、家族や周囲が理解・協力する」は女性の回答の方が高めとなっていますが、その他の回答は男女で大きな差はありませんでした。

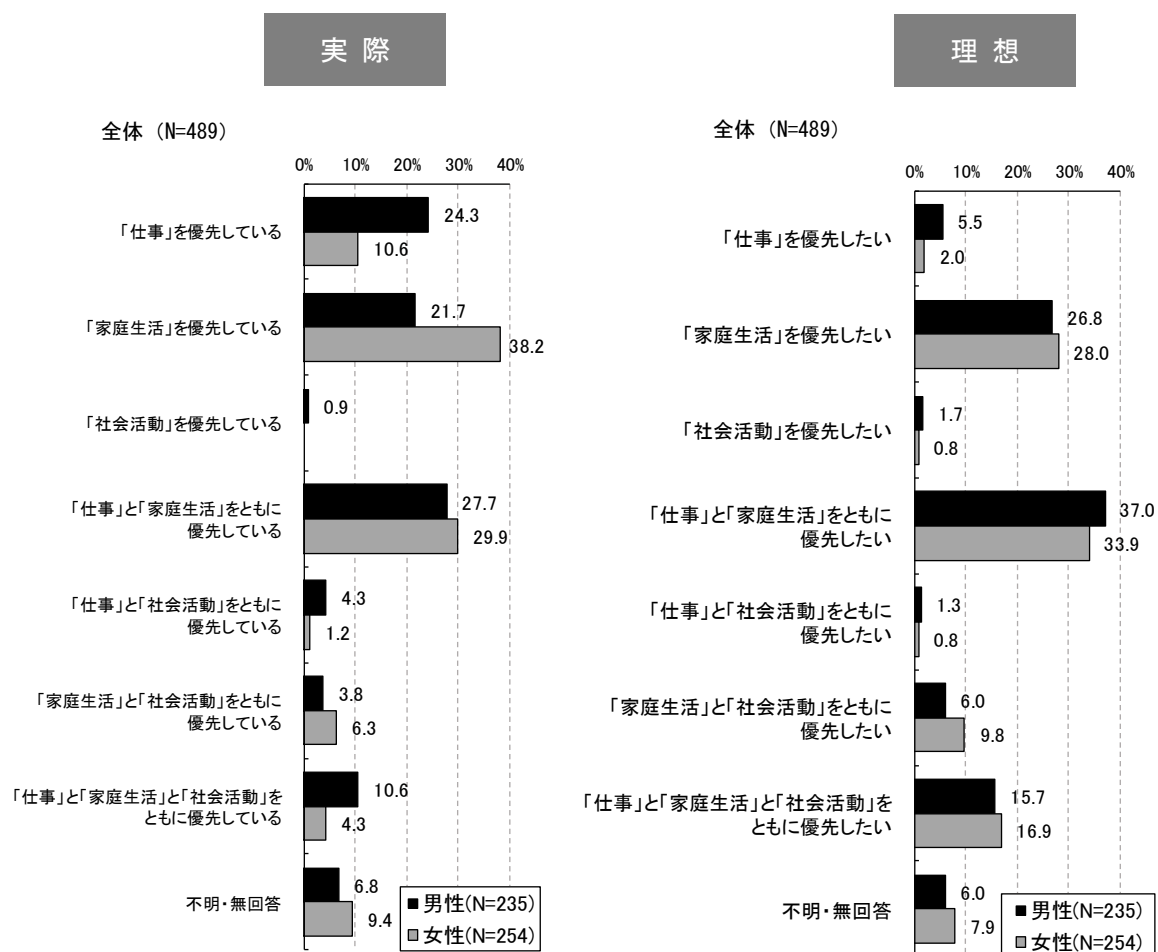


(4) 生活全般について

①実際の生活と理想の生活。(単数回答)

実際の生活については、男性は『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が27.7%と最も高く、次いで『「仕事」を優先している』が24.3%となっています。女性は『「家庭生活」を優先している』が38.2%と最も高く、次いで『「仕事」と「家庭生活」をともに優先している』が29.9%となっています。『「仕事」を優先している』は男性が女性を13.7ポイント上回り、『「家庭生活」を優先している』は、女性が男性を16.5ポイント上回っています。

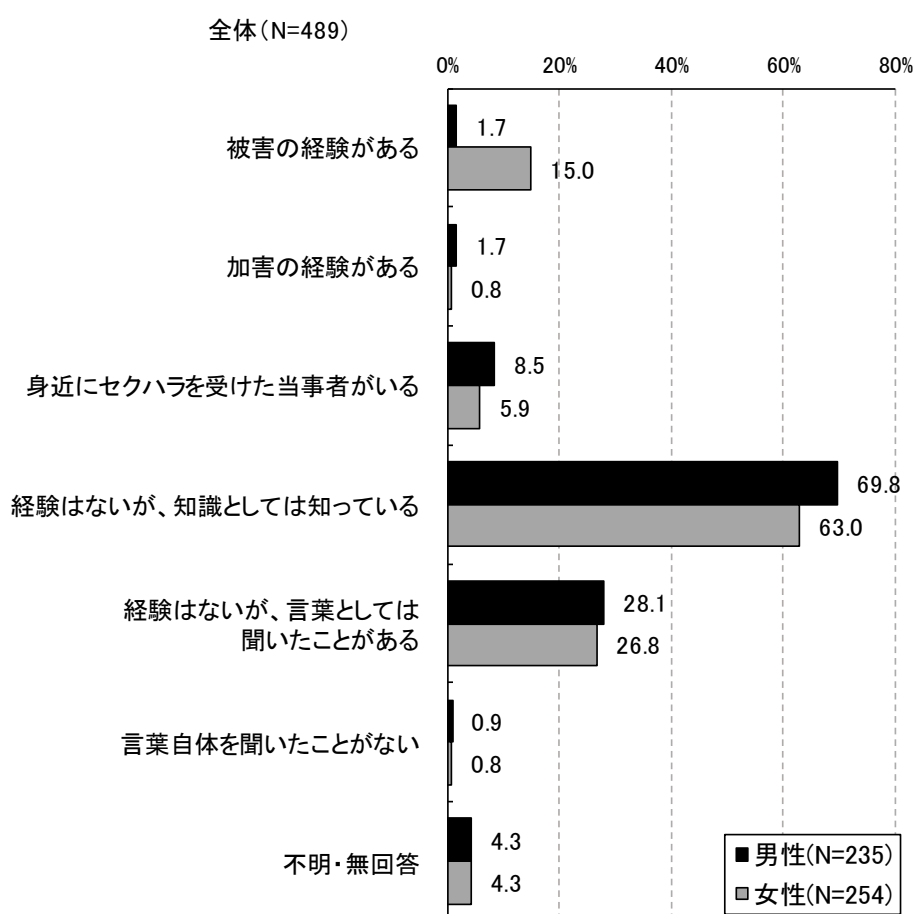
理想の生活については、男女ともに『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が最も高くなっており、男性が37.0%、女性が33.9%となっています。次いで『「家庭生活」を優先したい』が高く、男性が26.8%、女性が28.0%となっています。



(5) 人権について

①セクシュアル・ハラスメントの経験。(複数回答)

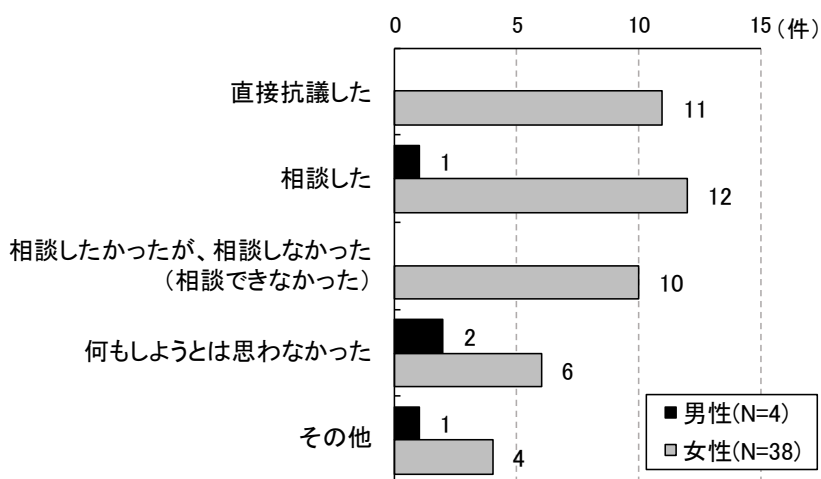
男女ともに「経験はないが、知識としては知っている」が最も高くなっており、男性が69.8%、女性が63.0%となっています。「被害の経験はある」は男性が1.7%に対して、女性が15.0%と高くなっています。



②セクシュアル・ハラスメントに対する対応。(被害の経験がある人への質問)
(複数回答)

男性の被害は4件となっており、「相談した」が1件となっています。女性の被害は38件となっており、「相談した」が12件と最も多く、次いで「直接抗議した」が11件、「相談したかったが、相談しなかった(相談できなかった)」が10件となっています。

過年度調査との比較によると、「被害経験がある」は男女ともに増加しています。女性は「直接抗議した」が12.9ポイント、「相談した」が19.6ポイント増加しています。



■2012(平成24)年度調査との比較

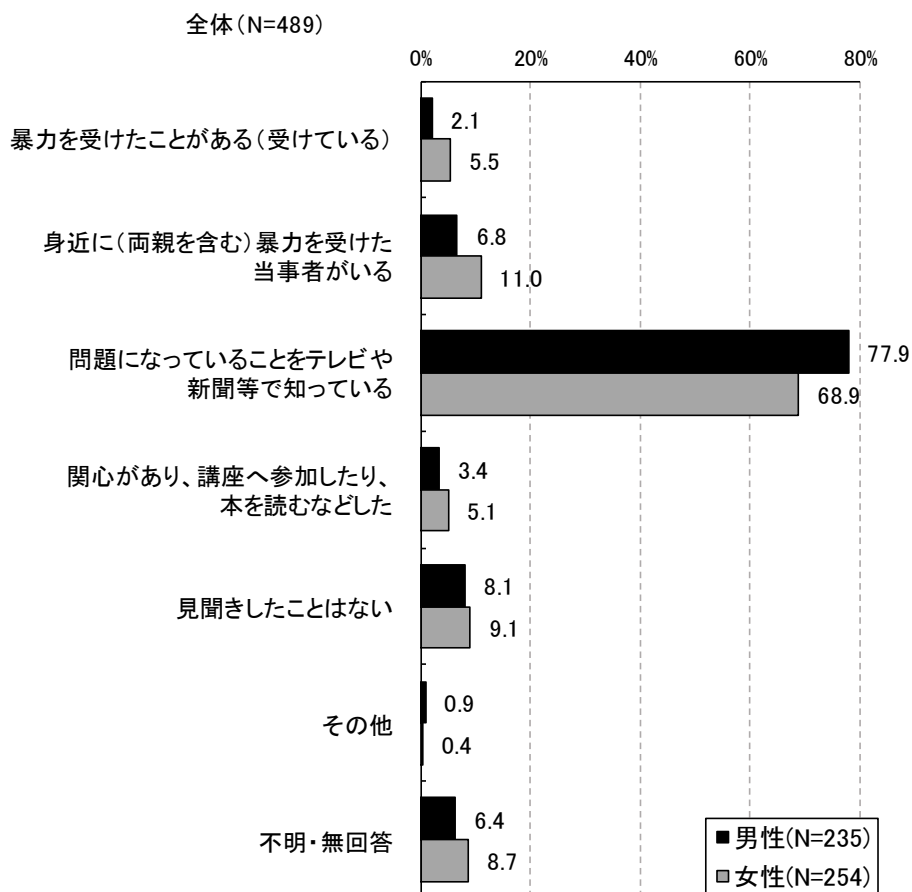
(%)

| | | 直接抗議した | 相談した | 相談したかったが、相談しなかった(相談できなかった) | 何もしようとは思わなかった | その他 |
|----|--------------------|--------|------|----------------------------|---------------|------|
| 女性 | 2012(平成24)年度(N=25) | 16.0 | 12.0 | 36.0 | 16.0 | 0.0 |
| | 2017(平成29)年度(N=38) | 28.9 | 31.6 | 26.3 | 15.8 | 10.5 |
| 男性 | 2012(平成24)年度(N=1) | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 100.0 | 0.0 |
| | 2017(平成29)年度(N=4) | 0.0 | 25.0 | 0.0 | 50.0 | 25.0 |

③ドメスティック・バイオレンスの経験。(複数回答)

男女ともに「問題になっていることをテレビや新聞等で知っている」が最も高くなっており、男性が77.9%、女性が68.9%となっています。

「暴力を受けたことがある(受けている)」は男性が2.1%に対して、女性が5.5%と高くなっています。

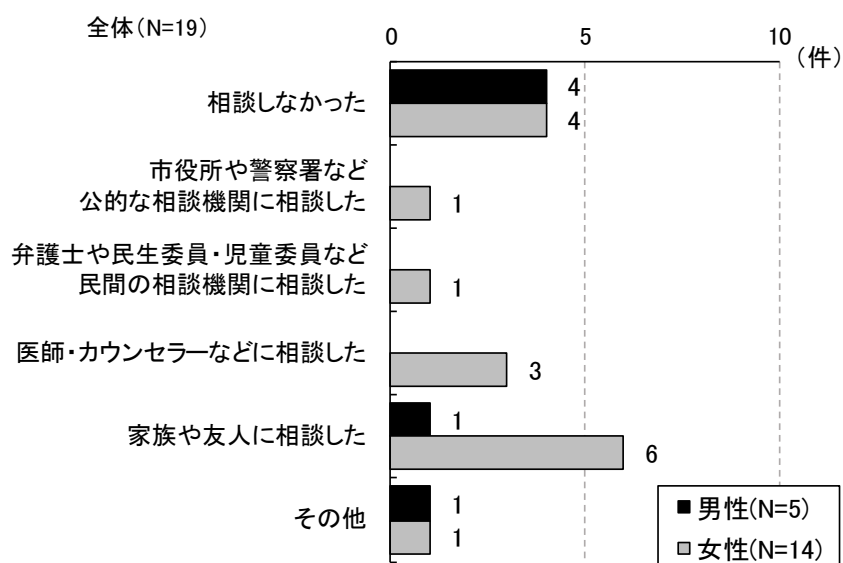


④ドメスティック・バイオレンスに対する対応。

(被害の経験がある人への質問) (複数回答)

男性の被害は5件となっており、「相談しなかった」が4件となっています。女性の被害は14件となっており、相談先は「家族や友人」が6件と最も多く、次いで「医師やカウンセラー」が3件となっています。

過年度調査との比較によると、被害件数は、男性は1件から5件に増加していますが、女性は18件から14件に減少しています。



■2012（平成24）年度調査との比較

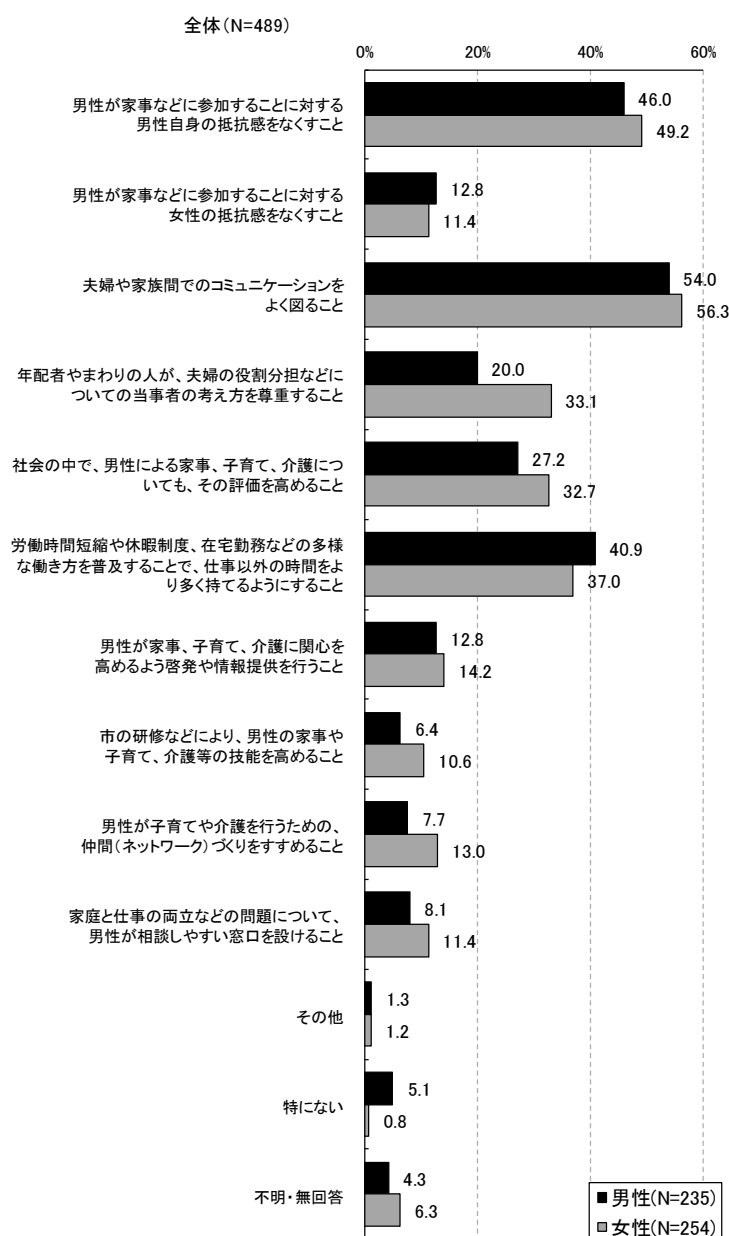
(%)

| | | 相談しなかった | 市役所や警察署など 公的な相談機関に相談した | 弁護士や民生委員・児童委員など 民間の相談機関に相談した | 医師・カウンセラーなどに相談した | 家族や友人に相談した | その他 |
|----|--------------------|---------|---------------------------|---------------------------------|------------------|------------|------|
| 女性 | 2012（平成24）年度（N=18） | 38.9 | 5.6 | 5.6 | 5.6 | 55.6 | 0.0 |
| | 2017（平成29）年度（N=14） | 28.6 | 7.1 | 7.1 | 21.4 | 42.9 | 7.1 |
| 男性 | 2012（平成24）年度（N=1） | 100.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 2017（平成29）年度（N=5） | 80.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 20.0 | 20.0 |

(6) 男女共同参画社会について

①男性が家事、子育て、介護に参加するために必要なこと。(複数回答)

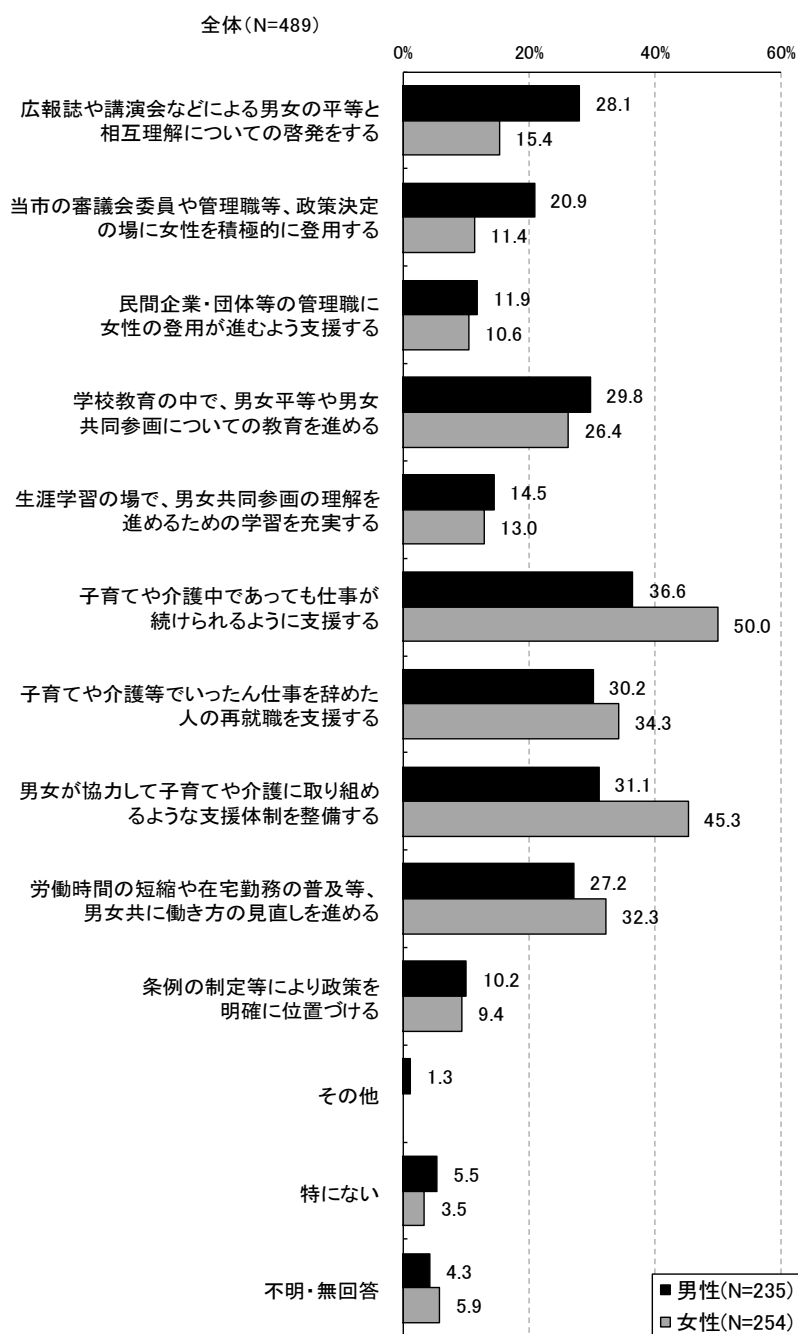
男女ともに「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよく図ること」が最も高くなっており、男性が54.0%、女性が56.3%となっています。次いで、「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が高くなっており、男性が46.0%、女性が49.2%となっています。次いで、「労働時間短縮や休暇制度、在宅勤務などの多様な働き方を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにすること」が高くなっており、男性が40.9%、女性が37.0%となっています。



②男女共同参画社会の実現に向け、南丹市に注力してほしいこと。

(複数回答)

男女ともに「子育てや介護中であっても仕事が続けられるように支援する」が最も高くなっており、男性が36.6%、女性が50.0%で、女性が13.4ポイント上回っています。次いで、「男女が協力して子育てや介護に取り組めるような支援体制を整備する」が高くなっており、男性が31.1%、女性が45.3%で、女性が14.2ポイント上回っています。



3. 関連団体ヒアリングからみる現状と課題

本計画策定の基礎資料とするため、2018（平成30）年8月に市の審議会や関連団体等に文書によるヒアリング調査を実施しました。

その結果（概要）から、本市の男女共同参画に関する現状と課題を分析します。

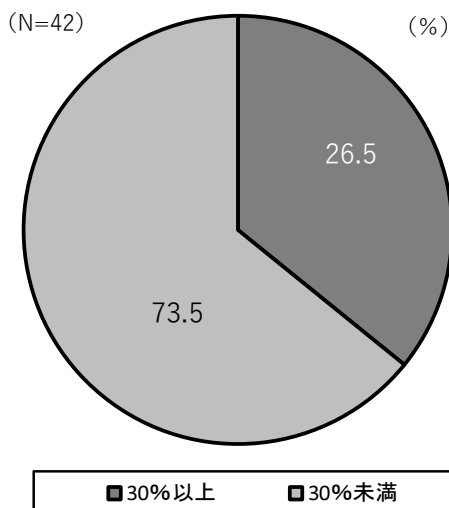
■ヒアリング調査の概要

- 調査対象者：南丹市審議会、協議会、関連団体等
- 調査期間：2018（平成30）年8月
- 調査方法：Eメールおよび直接配布・回収
- 回収状況：配布数 53件／有効回収数 42件／有効回収率 79.2%

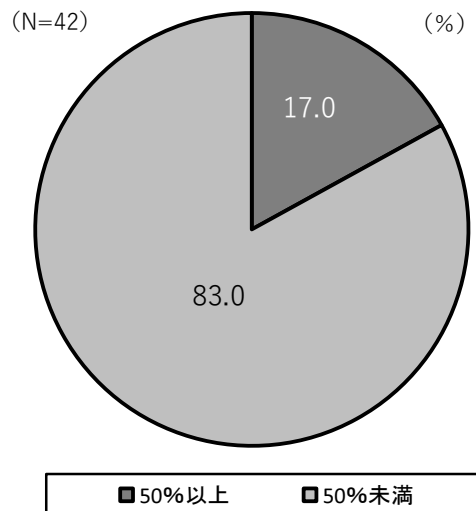
①重要な内容を決定する場に女性が占める割合。（単数回答）

重要な内容を決定する場で、女性の人数が3割以上を占める団体は、26.5%となっています。女性が5割以上を占める団体は、17.0%となっています。

■女性が占める割合（30%を基準）



■女性が占める割合（50%を基準）

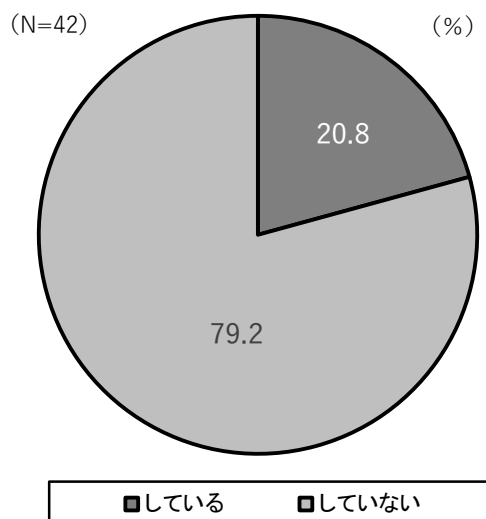


※回答結果の割合「%」は回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、合計値が100.0%にならない場合があります。

※グラフの「N数 (number of case)」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。

②女性の活躍推進のために対策や工夫をしているか。(単数回答)

対策や工夫を「している」と答えた団体は20.8%、「していない」は79.2%となっています。



【主な対策や工夫】(「している」と答えた団体の回答)

- 委員の公募し、広く参画を募っている
- 特定の委員を、女性から選出している
- 講演会事業等に託児を引き受けている
- 女性団体に対して委員(の受諾)を依頼している

- ③各団体において、女性の活躍を推進するために障害となっていること、または改善すべきこと。(自由記述)

| |
|--|
| 【主な回答】 |
| ○ 関連団体の代表や地域の代表（区長等）が委員になることが多く、それらに男性が多いことから、団体の構成も男性に偏りがち。 |
| ○ あて職が多く、市民公募ができていない。 |
| ○ 専門知識を要する団体のため、構成メンバーが限られる。 |

- ④南丹市の男女共同参画推進の取組について、評価できる点と不足している点。(自由記述)

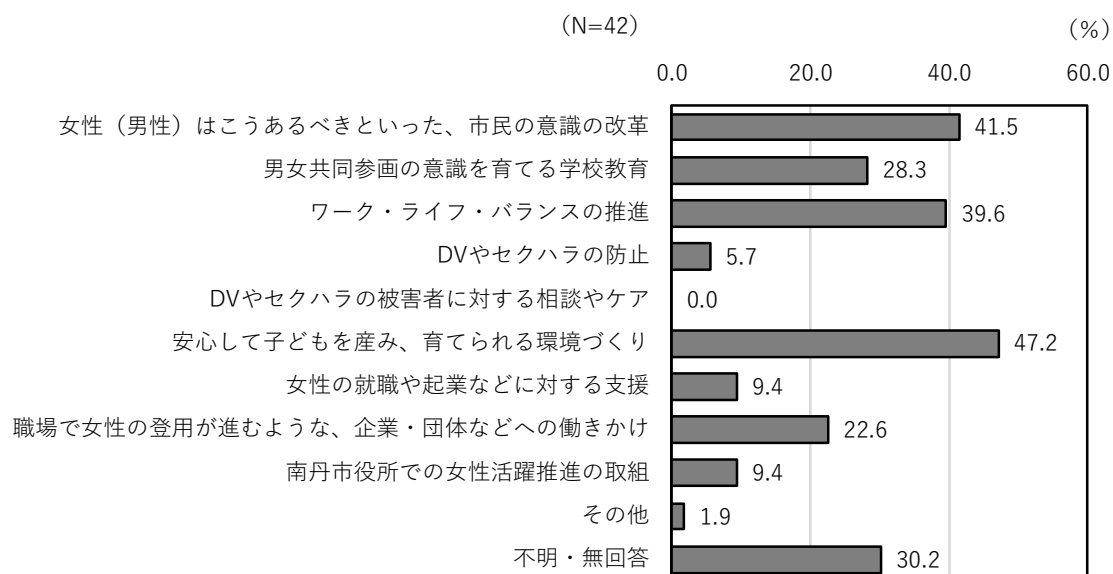
| |
|--|
| 【主な回答 ー評価できる点ー】 |
| ○ 「南丹市男女共同参画行動計画」や「南丹市男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいること。 |
| ○ 定期的に調査・ヒアリングを行っている。 |
| ○ 南丹市女性ネットワーク会議等が中心となり、フォーラムの開催などで男女共同参画についての意識を高め、市民相互の交流やネットワークの輪を広げている。 |
| ○ 各審議会においては、市民公募等により、女性委員の就任が増加している。少しずつ女性の参画が増え、意見を出せる体制になりつつある。 |
| ○ 「男らしさ」「女らしさ」にとらわれることなく、子ども自身の個性や能力を伸ばしていこうという指導を学校教育現場において検討・実践されている。 |
| ○ 制度的にも金銭的にも手厚い子育て支援。 |
| ○ 男性や子どもの視点から、男女共同参画の理解の促進を挙げている。 |
| ○ 継続された活動により、市民の理解を求めているところ。 |

| |
|--|
| 【主な回答 ー不足している点ー】 |
| ○ 方針を示し計画的に進めているが、それぞれの担当課や団体等の自主的な取組に委ねているところが見受けられる。 |
| ○ フォーラム等開催されるものの、参加者が少なかったり、固定化されたりして、市民全体に浸透していない。 |
| ○ 一般的な風潮として、家事・育児は女性に任せきりになっているかもしれない。 |
| ○ 男女共同参画行動計画の施策や目標等、内容の周知が不足している。 |
| ○ 保育現場での男性の登用数。 |
| ○ PRや広報をもっと積極的に行い、さらに活動を広げてほしい。 |

⑤南丹市の男女共同参画を推進するために、特に重要だと思われる点。

(単数回答)

「安心して子どもを産み、育てられる環境づくり」が47.2%と、最も多くなっています。次いで、「女性(男性)はこうあるべきといった、市民の意識の改革」が41.5%、「ワーク・ライフ・バランスの推進」が39.6%、となっています。



⑥いまの社会で男女共同参画の推進を阻害している、または男女共同参画の考えに反していると思われること・もの・状況など。(自由記述)

【主な回答】

- セクハラやパワハラ等について根本的な解決に寄与する体制づくりができていない。男女が共同して社会参画でき、だれもが活躍できる社会の構築を阻んでいる。
- テレビや雑誌等で紹介する内容が、男女の役割が固定化されるものが多い。
- 各委員会に女性が参加することは、社会(地域)の情勢を女性が知ることができる。また、(女性の)意見を聞くことによって、様々な目線での考え方が必要となり、男性にとっても女性の参画をよかったとだけ思っただけになってほしい。
- 女性の管理職登用の数値目標が設定されているが、それぞれの女性の能力、生活環境等により、ワーク・ライフ・バランスが図れなくなり、仕事を辞職するケースもあると思う。それぞれの能力、環境、意志を確認しながら、登用には注意をしていただきたい。
- 仕事において、男女に割り当てられる業務に差がある。

| |
|--|
| <p>【主な回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「男として」「女として」の考え方の固定概念が根強く残っている。全国の祭りなどの地域行事の中で、男性のみ参加可の条件が課されているものが残っている。 ○ 育児や保育に携わる者の大半が女性であり、家庭の中での育児や保育現場の状況を見ると、固定的性別役割分担意識は根強く残っている。 ○ 社会的な女性の役割が固定化されており、家庭内、地域内での教育もそれに沿うものとなっている。 ○ 核家族化が進んだことで、これまであった子どもを育てる環境が整っていない。保育所の受け入れ問題や非正規職員の増加など様々な要因が関連してきている。 ○ 計画が策定された 2009 年と比較すると、様々な啓発事業やマスメディア等の影響もあり、役割分担や働き方にも柔軟性が出てきているように感じる。 |
|--|

⑦その他、自由意見。

| |
|---|
| <p>【主な回答】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 南丹市の女性管理職の割合が少なく感じる。女性の管理職への登用を積極的に進めるべき。 ○ 男女ともに子育てをしやすい環境づくりが、いちばん大切。 ○ お互いの人権が尊重される世の中であってほしいと思う。協議会等で意見が自由にらせ、身近なところで形になっていくことは、大変すばらしいこと。 ○ 男女雇用機会均等法の施行から、職場の環境も改善されてきた。女性が働く場も、多岐にわたる。ただ、部下の努力や活躍を讃えず自分の成果とする人もいる。女性の参画だけでなく、個人を尊重し合うことが基本だと思う。 ○ それぞれが男女共同参画の意味（内容）を深く理解するためには、広報紙等での啓発をよりいっそう行っていただければよい。 ○ 生涯学習活動の機会として、参加型の研修やビデオなど先進的な取組の開発が今後も期待される。 ○ 地域から選出される区長さんについて、女性が選出されてもいいのではないか。そんな環境があれば、新しい風が吹く気がする。 |
|---|

4. 前計画の成果と本計画策定に向けた課題のまとめ

市役所庁内における前計画の検証・評価や関連団体に対するヒアリング調査、市民意識調査の結果などから、前計画の成果と本計画の策定に向けた課題を、前計画の施策体系に沿って考察します。

■基本目標 1 男女平等の意識づくり

【成果】

- 広報なんたんやホームページ、映画上映や講演会等を通じ、啓発活動を定期的に実施
- 男女共同参画に関する市民意識調査を実施し、現状と課題を分析

【課題】

- 幼稚園など早期からの男女共同参画に関する教育の充実
- 男女共同参画に関する生涯教育の充実
- 広報・啓発のいっそうの充実

男女共同参画社会の実現には、男女の人権を尊重する意識の醸成が不可欠です。広報・啓発活動は継続的に実施していますが、市民意識調査では生活の様々な場面で男性が優遇されているとの意見が依然として多くなっています。

また、「男女平等の社会にするために必要なこと」という質問に対しては、男女とも、「女性を取り巻く様々な偏見、固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が最も高くなっています。

関連団体ヒアリングにおいても、「家事や育児は女性に任せきりになっている」「地域行事の中で、男性のみ参加できるものが残っている」などの意見がみられることから、いっそうの広報・啓発活動により、偏見や固定的な性別役割分担意識を解消する必要があります。

■基本目標2 あらゆる場における男女平等の地域社会づくり

【成果】

- 男性に向けた料理教室の開催など、家庭における男女共同参画を支援
- 女性消防隊や消防団女性分団の組織化などにより、地域防災面での女性参画が進展
- 審議会などでの委員公募制度により、女性の登用が進展

【課題】

- 防災対策における男女共同参画の推進
- 市役所における政策・方針決定の場への、女性参画のいっそうの推進
- 審議会・委員会等への女性参画のいっそうの推進
- 男女共同参画への男性の理解促進

市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は一定の進展がみられますが、**団体ヒアリング**の結果をみると、重要な内容を決定する場に女性が占める割合が30%未満の審議会や団体は73.5%と、いまだ多くは男性優位の状況にあるため、いっそうの女性登用の推進が必要です。

また、市民意識調査では、女性が地域のリーダーになるために必要なこととして男女ともに「男性の抵抗感をなくすこと」が最も高くなっており、男女共同参画に対する男性の理解促進・意識改革も重要となっています。

■基本目標3 労働における男女平等の推進

【成果】

- 「女性活躍推進法」に基づく特定事業主行動計画を策定し、庁内の女性登用やワーク・ライフ・バランス実現に注力
- 保育所や幼稚園における一時預かりや早朝保育・延長保育などにより、保護者が働きやすい環境を整備

【課題】

- 市役所及び市内の事業所等でのワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の再就職や多様な働き方実現に向けた支援や環境整備
- 庁内における女性管理職候補の育成
- 子育て支援策のいっそうの充実

庁内においては、特定事業主行動計画に基づいて重要な地位への女性の登用やワーク・ライフ・バランスの推進を計画的に行っていますが、まだ目標値には隔たりがある項目もあります。

また、市民意識調査では、仕事以外の活動の支障になっていることとして男女とも

に「仕事が忙しい」と答えた人が最も多く、育児休業や介護休業も十分に取得できていない状況が明らかとなっています。

団体ヒアリングの結果をみても、男女共同参画を推進するために特に重要な点として、「安心して子どもを産み、育てられる環境づくり」や「ワーク・ライフ・バランスの推進」などがあげられており、庁内はもとより市内の事業所においても、ワーク・ライフ・バランスの推進が図られるよう、働きかける必要があります。

■基本目標 4 だれもが安心して暮らせるまちづくり

【成果】

- 市民後見人養成講座を開催し、18人がカリキュラムを修了
- 障害者就労支援ネットワーク会議による共同受注窓口の設置を支援するなど、障がいのある人の自立支援策を実施
- 妊婦とその夫に対する「パパママ教室」を実施し、男性（パパ）の参加が徐々に増加

【課題】

- 市民後見人養成講座修了者への継続的な支援
- 高齢者や障がいのある人を社会で支える体制の整備
- セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスの防止と、被害者に対する支援。
- ひとり親家庭、困窮家庭に対する支援の充実

市民意識調査によると、セクシュアル・ハラスメントとドメスティック・バイオレンスについては、少数ながら男女ともに被害の経験者がおり、その多くがだれにも相談せずに済ませている実態が明らかとなっています。

このため、被害の防止に向けた広報・啓発を引き続き行っていくことに加え、被害者に対する相談・支援体制をいっそう充実させる必要があります。

ひとり親家庭、中でも母子家庭が増加傾向にあることから、経済的な課題を含めたひとり親家庭に対する相談・支援策の充実も重要な課題となっています。

第4章 計画の方向性

1. 本計画の基本理念

本市では、「森・里・街・ひとがきらめく ふるさと 南丹市」を将来のイメージ像に据え、総合的なまちづくりを推進しています。

本計画は、これを踏まえ、だれもが性別に関わらず、個性と能力を十分に発揮して輝くことができる男女共同参画社会の実現を目指すものであり、本計画の基本理念を以下のとおり定め、具体的な施策を展開します。

基本理念

だれもが十分に能力を発揮し、自分らしく“きらめく”まち南丹市（案）

2. 基本目標

本計画では、前計画との継続性・整合を図るとともに、近年の社会情勢の変化や前章で検証した現状や課題に基づき、重要な視点を次の4つの基本目標ごとに整理し、施策を推進していきます。

| | | |
|-----------|-----------------------|--|
| 基本目標 1 | 男女共同参画の意識づくり | 広報・啓発活動や、教育機関や生涯学習を通じて、男女共同参画の意識の浸透と醸成に努めます。 |
| 基本目標 2 | 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進 | 家庭や地域社会など、様々な場で男女共同参画が進展するよう、市民との協働による男女共同参画社会の実現を目指します。 |
| 基本目標 3 | 働く場における男女共同参画の推進 | 職場における女性活躍の推進や、ワーク・ライフ・バランスの推進、子育て支援策の充実などに努めます。 |
| 基本目標 4 | 安心・安全な男女共同参画社会づくり | 高齢者や障がいのある人の自立支援や、市民の健康づくりの支援、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力の防止などにより、だれもが安心して暮らせる男女共同参画社会づくりを目指します。 |

3. 施策の体系

本市における男女共同参画社会の実現に向けて、4つの基本目標を達成するための重点課題と施策の方向を次のとおりとします。

| 基本目標 | 重点課題 | 施策の方向 |
|--|------------------------|---|
| 1 男女共同参画の 意識づくり | 1 男女共同参画の啓発 | (1) 広報・啓発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供 |
| | 2 男女共同参画に関する学習の推進 | (1) 幼児期教育や学校教育等の推進 (2) 家庭における教育の推進 (3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進 |
| | 3 男女の人権の尊重 | (1) 互いの人権を尊重する意識の醸成 (2) メディアにおける人権尊重の推進 |
| 2 地域のあらゆる 場における 男女共同参画の 推進 | 1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進 | (1) 家庭生活における男女共同参画の推進 (2) 地域社会における男女共同参画の推進 (3) 防災対策における男女共同参画の推進 |
| | 2 庁内における男女共同参画の推進 | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進 (2) 女性の職域の拡大と人材育成 |
| | 3 様々な分野での男女共同参画の推進 | (1) 女性のチャレンジ支援の推進 (2) 女性団体等の活動支援の推進 (3) まちづくりにおける男女共同参画の推進 |
| 3 働く場における 男女共同参画の 推進 | 1 職場における男女共同参画の推進 | (1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備 (2) パワー・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントの防止に向けた取組 |
| | 2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援 | (1) 多様な働き方ができる就業環境の整備 (2) 子育て支援策等の充実 |
| | 3 自営業における男女共同参画の推進 | (1) 方針決定過程への女性の参画促進 (2) 就業条件と環境の整備 |
| 4 安心・安全な 男女共同参画 社会づくり | 1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実 | (1) 高齢者・障がいのある人の自立支援 (2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実 (3) ひとり親家庭への支援体制の充実 |
| | 2 生涯を通じた健康支援 | (1) 男女の健康管理対策の推進 (2) 生涯を通じた健康づくりの支援 |
| | 3 あらゆる男女間の暴力の根絶 | (1) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発 (2) 相談支援体制の充実 (3) 被害者の保護・自立のための支援 (4) 加害者に対するカウンセリング等の支援 |

▲
【基本理念】
だれもが十分に能力を発揮し、自分らしくくらめくまち南丹市(案)
▼

第5章 計画の内容

基本目標 1 男女共同参画の意識づくり

■重点課題 1 男女共同参画の啓発

男女共同参画を推進するためには、その意義や重要性、理念や目標などについて、市民が理解を深め、認識を共有することが重要です。

このため、市が展開する様々な媒体やフォーラム・講演会・講座などを通じて、男女の人権を尊重する意識の醸成に努めます。

また、市の男女共同参画推進についての取組やその進捗状況について、広く市民に情報を公開します。

(1) 広報・啓発活動の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------------|---|
| 1 | 多様な媒体を利用した情報提供 | ○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用し、男女共同参画に関する情報や、社会における女性の活躍に関する情報の広報、啓発を行います。 |
| 2 | 講演会・講座等の開催 | ○ 男女共同参画に向けた意識づくりのため、男女共同参画週間（毎年6月23日から6月29日までの一週間）に合わせて、関係機関と連携してフォーラムや講演会などを開催します。 ○ 男女共同参画社会の推進につながるスキルアップ講座や、男性向けの育児教室・料理教室などを開催します。 |
| 3 | 「特定事業主行動計画」の進捗状況の公開 | ○ 「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づく「特定事業主行動計画」の進捗状況を定期的に調査し、多様な媒体を活用して公開します。 |

(2) 男女共同参画に関する情報の収集と提供

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|--------------------|--|
| 4 | 男女共同参画に関する調査・研究 | ○ 男女共同参画についての市民意識や企業・団体における取組状況を調査し、男女共同参画施策に反映させます。 |
| 5 | 男女共同参画に関する情報の収集・提供 | ○ 国や京都府、民間団体等における男女共同参画に関する各種情報や出版物などを収集し、市役所及び各支所等にて掲示及び設置を行うとともに、様々な事業所や組織等において啓発する機会をつくるなど、市民への提供に努めます。 |

■重点課題2 男女共同参画に関する学習の推進

市民意識調査の結果をみると、「女性を取り巻く様々な偏見や固定的な社会通念・慣習・しきたりを改めること」が、男女共同参画社会の実現に重要であるとの意見が最も多くなっています。

このため、幼児期から人権意識が根付くよう配慮するなど、男女共同参画の視点に基づき教育を推進します。

また、PTA 活動などを通じて家庭に働きかけたり、生涯学習に男女共同参画の視点を盛り込むなど、地域全体に男女共同参画の意識が浸透するよう努めます。

(1) 幼児期教育や学校教育等の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------------|---|
| 6 | 一人ひとりの人権を尊重する教育の推進 | ○ 「豊かな人間性をはぐくむ教育の推進」を図るべく、指導者（教職員など）の研修機会を提供し、幼児期から計画的な人権教育・道徳教育の充実を図ります。 |
| 7 | 男女共同参画教育の推進 | ○ 男女共同参画の視点に立った学習資料の作成や地域の人材を活用した教育を、積極的に取り入れます。 |
| 8 | 性別にとらわれない進路・生徒指導の推進 | ○ 望ましい職業観や勤労観をはぐくむための取り組みであるキャリア教育（職場体験活動など）を通じて、固定的な性別役割分担意識等にとらわれることなく生徒自らが主体的に進路を選択できるよう、教育活動を継続して推進します。 |

(2) 家庭における教育の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------|--|
| 9 | 家庭における学習の推進 | ○ 家庭における男女共同参画に対する学習機会を充実させ、家庭の健全な発展と安定に努めます。また、PTA活動を通じて家庭における男女共同参画に関する教育の推進に努めます。 |

(3) 男女共同参画に基づく生涯学習の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|---|
| 10 | 生涯学習における男女共同参画の啓発 | ○ 文化・スポーツ施設や公民館等で行われる文化活動やスポーツなどの生涯学習の場を活用し、男女共同参画に関する教育の推進に努めます。 |

■重点課題3 男女の人権の尊重

男女共同参画を推進するためには、性別に関わりなく、人が互いの人権を認め合い、尊重し合うことが重要です。

このため、様々な媒体や機会を通じて人権意識高揚に向けた啓発を行うとともに、人権や男女共同参画の理念に配慮した情報発信に努めます。

(1) 互いの人権を尊重する意識の醸成

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------|---|
| 11 | 人権啓発の取組 | ○ 広報なんたん、なんたんテレビ、お知らせなんたん、市のホームページやフェイスブックなどの多様な媒体を活用しながら、人権啓発の取り組みとして、男女共同参画の視点を取り入れた研修会や講演会、人権学習会などの啓発イベントを開催し、市民への周知を行います。 ○ LGBT など性的少数者の人権擁護のため、多様な媒体を活用しながら、理解促進に努めます。 |

(2) メディアにおける人権尊重の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|--------------------|---|
| 12 | 男女共同参画を進めるための表現の浸透 | ○ 公的機関の発行する刊行物が男女共同参画の視点から、適切な表現が用いられているかどうかの点検に努めます。 |
| 13 | メディアを正しく読み解く力の養成 | ○ 市民がメディアを適切に利用し、主体的な判断ができる能力を養うため、学習機会の提供に努めます。 |

基本目標 2 地域のあらゆる場における男女共同参画の推進

■重点課題 1 家庭・地域社会における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域での男女共同参画推進のためには、固定的な性別役割分担を解消するとともに、ワーク・ライフ・バランスを推進して、だれもが家事や子育て、地域活動などに参画しやすい環境を整えることが重要です。

このため、性別に関わりなくだれもが家庭や地域社会の担い手となれるよう啓発に努めるとともに、育児・介護休業制度の周知や取得促進に向けた取組を推進します。

(1) 家庭生活における男女共同参画の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-----------------------|--|
| 14 | 家庭生活における男女共同参画の推進 | ○ 固定的な性別役割分担を解消し、男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担うことができるよう、講演会や広報などによる啓発に努めます。 |
| 15 | ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた啓発 | ○ 男女がともに家事、育児、介護などの家庭的責任を担う環境を整えるため、育児・介護休業制度の周知とそれらの積極的な取得について、啓発を行います。 |

(2) 地域社会における男女共同参画の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|--|
| 16 | 地域活動における男女共同参画の推進 | ○ 地域の自主的な取組を支援するとともに、男女がともに地域社会の担い手として参画できるよう関係団体やグループへ働きかけを行います。 ○ 自治会やPTA、自主防災組織などの地域活動において、活動が男女共同参画の視点で取り組まれるよう啓発を行います。 |

(3) 防災対策における男女共同参画の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|--------------------------|--|
| 17 | 防災活動・災害復興対策における男女共同参画の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 性別等によるニーズの違いなど、様々な立場の人に配慮した防災・災害復興対策を推進します。 ○ 家庭や地域、企業などにおける防火・防災に関する講習、また初期消火訓練や災害時などの初動訓練、救急講習等を実施し、男女共同参画の視点による防火、防災・減災対策を推進します。 |

■重点課題2 庁内における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

本市の管理職や審議会・委員会等への女性の登用は、ある程度進展しているものの、まだ十分とはいえない状況です。

このため、市政の重要な決定をする場への女性の登用をいっそう進めるとともに、性別に関わりなくだれもが個性と能力を發揮して活躍できるよう、研修などを通じた人材育成と、働きやすい職場環境の整備に努めます。

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|--|
| 18 | 審議会などの委員への女性の参画促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市政に女性の意見を反映させるため、市の審議会などにおいて、女性委員の占める割合が30%以上となるよう、女性の登用を促進し、男女のバランスがとれた審議会を目指し、委員の選出に努めます。また、女性の登用枠の拡大も検討します。 |
| 19 | 公募制度の導入促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市政によりいっそうの民意を反映させるため、審議会などの委員の公募制度の導入を促進し、女性の登用に努めます。 |
| 20 | 女性の地位向上の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 研修の講師など、あらゆる人選機会において積極的に女性を登用するなど、社会の様々な分野で女性が占める割合が30%以上となるよう努めます。 |

(2) 女性の職域拡大と人材育成

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|----------------------------------|--|
| 21 | 女性の職域拡大と 人材育成及び、 管理職への登用促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職域拡大及び能力開発をいっそう推進するとともに、管理職への登用促進に努め、女性の視点を市政推進に積極的に取り入れていきます。 ○ 女性の登用を図るため、研修機会の充実や男女に関わらず能力が発揮できる職場環境の整備に努めます。 |

■重点課題3 様々な分野での男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

男女共同参画推進のためには、女性自身が経済力・知識・技術を身に付け、自立した生活が送れるようになることが重要です。

このため、女性の就職・再就職へ向けた情報提供や相談支援、女性の自発的な活動に対する支援などを通じて、女性の自立と能力発揮の場づくりに努めます。

また、まちづくりにおいて女性の活躍の場が拡大されるよう、人材育成や学習機会の提供などを行います。

(1) 女性のチャレンジ支援の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|----------------------|--|
| 22 | 職業能力などを開発するための支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性の職業能力の開発などのため、らら京都や京都ジョブパークとの連携のもと、講座などの開催情報や、起業に関する情報や学習機会を市役所や各支所において提供するとともに相談環境を整えるなど、女性の起業を支援します。 |
| 23 | 再就職希望者に対する情報提供や講座の開催 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 再就職希望者に対し、公共職業安定所など、関係機関との連携のもと、就職活動に関わる情報提供や就職活動セミナーなどを行います。 |

(2) 女性団体等の活動支援の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------|---|
| 24 | 女性の交流、活動への支援 | ○ 広域的な地域間交流により、男女共同参画に対する幅広い活動が行え、広い視野が養えるよう、啓発活動を中心に女性団体の交流やネットワークづくりを支援します。 |
| 25 | 男女共同参画推進拠点の確立 | ○ 女性団体やグループなどの地域活動・交流を推進するための拠点となる施設を確保し、だれもが気軽に利用できる身近な施設となるよう機能の充実を図ります。 |

(3) まちづくりにおける男女共同参画の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-----------------------------|--|
| 26 | 地域おこし、まちづくり、観光における男女共同参画の推進 | ○ 地域おこし、まちづくり、観光分野において、地域の活性化に向けて男女共同参画を進めるとともに、まちづくりデザインセンターなどの関係機関と連携して、人材育成や情報・学習機会などの環境づくりに努めます。 |

基本目標 3 働く場における男女共同参画の推進

■重点課題 1 職場における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

女性の自立のためには経済的な基盤が必要ですが、働く場での男女間の格差は完全に解消されたとはいえず、職場での男女共同参画が実現するよう、行政としても支援や事業者等に対する働きかけが必要です。

このため、就業に関する法令等の理解促進に努めるとともに、就業や労働に関する相談支援や、女性が働きやすい環境づくりに向けた啓発等を行います。

職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは重大な人権侵害であり、その根絶に向けた庁内の研修や、民間事業者等への啓発、被害者への相談支援などに取り組みます。

(1) 男女共同参画に配慮した職場環境の整備

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|--|
| 27 | 「男女雇用機会均等法」等の周知徹底 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 「男女雇用機会均等法」「労働基準法」「パートタイム労働法」「女性活躍推進法」等の周知を図るため、様々な広報媒体を活用した啓発活動に努めます。 ○ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進や待遇の改善に向けての啓発を行います。 |
| 28 | 非正規労働者などの就業条件の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な広報媒体を活用し、非正規労働者が不当な扱いを受けることがないように、関連法規や相談窓口等の広報を行います。 |
| 29 | 就労や労働に関する相談窓口の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な広報媒体を活用し、就労、労働に関する相談窓口の周知を行います。 ○ 京都ジョブパークやハローワークなどと連携し、労働相談、就労相談機関の案内や助言に努めます。 |
| 30 | 働く女性への妊娠中・出産後の配慮 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 女性が妊娠中・出産後においても働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いが起らないよう、啓発を行います。 |
| 31 | 「一般事業主行動計画」の策定促進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 市内の事業所等に対し、「女性活躍推進法」に定められた「一般事業主行動計画」を策定するよう、啓発に努めます。 |

(2) 職場のセクシュアル・ハラスメント(セクハラ)、パワー・ハラスメント(パワハラ)等の防止に向けた取組

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|------------------------------|---|
| 32 | 庁内におけるセクハラ、パワハラ等の防止に向けた取組 | ○ 市役所庁内においてセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等が発生しないよう、セミナーや説明会等を通じて啓発を行います。 |
| 33 | セクハラ、パワハラ等の防止に向けた事業所等への啓発 | ○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の防止に向けた対策を推進するよう、市内の事業所等に啓発を行います。 |
| 34 | セクハラ、パワハラ等の被害者に対する相談・支援体制の充実 | ○ 職場でのセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等の被害者に対し、関係機関・団体等と連携しながら、相談・支援体制の充実に努めます。 |

■重点課題2 仕事と家庭、社会活動等の両立支援

※「女性活躍推進法」関連項目

家庭や地域活動等において男女共同参画を推進するためには、働き過ぎの解消などによって、性別を問わず、家事や育児・介護・社会活動等に参画できる時間や環境をつくる必要があります。このことは、女性が働き続けるためにも重要な要素となります。

このため、性別を問わず育児休業や介護休業の取得が促進されるよう啓発を行うとともに、子育て支援策の充実などによってワーク・ライフ・バランス推進に努めます。

(1) 多様な働き方ができる就業環境の整備

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------------|--|
| 35 | 仕事と家庭の両立に向けた意識啓発 | ○ 市民、事業者を対象とした講演会、講座などの開催により、ワーク・ライフ・バランスの意識の啓発を行います。 |
| 36 | 育児・介護休業を取得しやすい環境づくり | ○ 女性に限らず、男性も育児休業や介護休業が取得しやすい職場づくりができるよう、市民や事業者に対して制度の普及、啓発に努めます。 |
| 37 | 多様な就労形態の普及 | ○ 時短勤務や自宅勤務など多様な就労形態について、パンフレットなどを活用した広報活動を行います。 ○ 多様で柔軟な働き方を労働者が選択できるよう、企業及び市民への啓発活動を行います。 |

(2) 子育て支援策等の充実

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|--|
| 38 | 子育て支援の拠点施設の充実 | ○ 子育て支援の拠点である「子育てすこやかセンター」において、保護者同士の交流の機会を広げるとともに、保育アドバイザーの設置など、子育てに関する悩みなどの相談に応じ、 保護者の 育児不安と育児の孤立化の解消を図ります。 |
| 39 | 多様な保育サービスの充実 | ○ 多様化する保護者の就労状況や病気、育児疲れなど、緊急時の対応として、一時保育や延長保育、低年齢児保育を充実し、利用しやすいサービスの充実に努めます。 |
| 40 | 子育て支援制度の充実 | ○ 育児疲れで子育てなどが困難な世帯に対して、子育てサポーターを派遣して、子どもの世話や家事などの支援を行います。 ○ ファミリーサポート支援事業を実施し、利用会員と援助会員による相互支援制度の充実を図ります。 |
| 41 | 児童虐待防止策の充実 | ○ 乳幼児や児童・生徒等に対する虐待の早期発見・早期対応に向け、多様な媒体を活用した広報を行うとともに、被害者や課題者に対する相談体制の充実に努めます。 |

■重点課題3 自営業における男女共同参画の推進

※「女性活躍推進法」関連項目

家族経営の農林業や自営業等は男女共同参画に関する法整備などの影響を受けにくいため、この分野での男女共同参画推進には、固定的な役割分担意識の解消に向けた積極的な働きかけが重要となります。

このため、経営への女性の参画を促進するための取組や、女性の経営能力の向上、女性の労働条件の改善のための施策を展開し、自営業においても男女共同参画が推進されるよう努めます。

(1) 方針決定過程への女性の参画促進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------------|---|
| 42 | 家族経営協定の普及 | ○ 京都府農業改良普及センターと連携して、全員の自由な意思に基づいて「農業経営の方針」「役割分担」「収益配分」など、それぞれの家にあった「家族経営協定制度」の普及を図ります。 |
| 43 | 経営能力や技術向上のための情報や学習機会の提供 | ○ 各関係団体などとの連携のもと、農林業、自営業に携わる女性の経営能力や技術を向上させるために、情報提供や研修会などを行います。 |

(2) 就業条件と環境の整備

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------------------|--|
| 44 | 農業や自営業などにおける労働条件の改善のための啓発 | ○ 労働時間や休日等が不明確になりがちな農業、自営業における女性の労働条件の改善に向け、相談体制を整備し、家族の理解を深めるための広報、啓発活動を行います。 |

基本目標 4 安心・安全な男女共同参画社会づくり

■重点課題 1 高齢者・障がいのある人等への支援の充実

高齢者や障がいのある人の介護や支援は女性に負担が偏りがちな現実があることから、女性の自立と男女共同参画の推進のためには、地域社会全体で高齢者や障がいのある人を支える体制づくりが重要です。

このため、高齢者や障がいのある人の自立へ向けた支援や、福祉サービスを充実させることにより、女性の負担の軽減を図り、女性が働きやすい環境づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進に努めます。

また、ひとり親家庭は経済的に困難な状況にある傾向がみられることから、生活の安定と自立促進に向けた支援の充実を図ります。

(1) 高齢者・障がいのある人の自立支援

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-----------------------------|--|
| 45 | 高齢者・障がいのある人などの生きがいづくりのための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者、障がいのある人などが住み慣れた地域で、充実した生活を継続するため、学習、スポーツ、交流活動が行えるよう、自立をサポートできる体制づくりと広報・啓発活動に努めます。 |
| 46 | 高齢者・障がいのある人などの就労支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ シルバー人材センターを中心とした関係機関と連携し、高齢者の豊富な知識、経験、技能を生かした就労促進や、障がいのある人の自立や能力向上を進めるための就労支援策の充実に努めます。 ○ 高齢者雇用対策の推進や、障がいのある人の就労促進に向け、企業などへの働きかけや、就労希望者に対する就労情報の提供を行います。 ○ 市役所庁内において、障がいのある人の雇用率向上に努めます。 |
| 47 | 高齢者・障がいのある人などの生活の場の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者や障がいのある人が、住み慣れた地域で自立して暮らせるよう、サービス提供事業者などと連携しながら、グループホームなど生活の場の拡充に努めます。 |

(2) 高齢者・障がいのある人への福祉サービスの充実

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------|---|
| 48 | 権利擁護の推進 | ○ 判断能力に不安のある高齢者、障がいのある人などが、地域で自立した生活を送れるよう、地域包括支援センターなどと連携を図り、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や市民後見人の育成、成年後見体制の確立について、専門的、継続的な視点から支援及び普及、啓発に努めます。 |
| 49 | 各種福祉サービスの充実 | ○ 介護保険制度、障がい者福祉制度など、福祉サービス事業については、保健、福祉、医療等各関係機関と連携を図り、より積極的に高齢者、障がいのある人などの自立支援に向けての制度の充実を図ります。 |
| 50 | 介護に携わる人材の育成 | ○ 社会福祉協議会やシルバー人材センターと連携し、介護に携わる方の介護に関する知識や技術の取得のための研修会を開催し、人材の確保・資質向上に努めます。 |
| 51 | 相談体制の充実 | ○ 福祉事務所に配置している専門相談員や、各町に市から委嘱し配置されている相談員（身体障害者相談員・知的障害者相談員・精神障害者相談員）とも連携するなど、問題解決に結びつきやすい環境整備に努めるとともに、啓発活動も積極的に行います。 |

(3) ひとり親家庭への支援体制の充実

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------|---|
| 52 | 自立促進に向けた支援の充実 | ○ ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進するため、医療費や児童扶養手当、母子家庭奨学金の助成などの支援を行います。 |
| 53 | 相談体制の充実 | ○ ひとり親家庭に対して生活に必要な情報を提供するとともに、様々な相談に対応するための体制の充実を図ります。 |

■重点課題2 生涯を通じた健康支援

生涯を通じて心身ともに健康に過ごすことは、性別に関わりなくだれもが社会で活躍するための最も重要な条件といえます。

特に女性特有の疾病や、妊娠・出産に伴う心身の変化・変調に対して支援することは、女性の活躍や自立促進のために、欠かせない要素です。

このため、女性の妊娠・出産に関する男性も含めた保健指導や、性別を問わず生涯を通じた健康づくりを支援し、だれもが健やかに社会参加できる環境づくりに努めます。

(1) 男女の健康管理対策の推進

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|------------------|---|
| 54 | 妊娠・出産に関する保健指導の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊娠時などの女性の健康管理のため、妊婦と家族に対する各種支援やパパママ教室を実施し、妊娠、出産などの正しい知識の普及とその重要性について、妊婦だけでなく子どもの父親やその家族にも教育、啓発に努めます。 ○ 妊娠、出産など、女性の身体的機能について理解を深め、生涯にわたる健康について、女性も男性も自ら主体的に考えることができるよう啓発、支援を行います。 |
| 55 | 不妊に関する相談などの支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 不妊治療助成制度や不妊治療に関する情報を提供するなど、不妊に悩む方に支援を行います。 |

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|------------------|---|
| 56 | 健康づくりのための啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯にわたる健康の保持増進に向け、各年代に応じた健康づくりに関する啓発活動を今後も継続していきます。 ○ メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査や特定保健指導を、参加しやすいよう内容や日程を工夫しながら実施し、生活習慣病予防のための啓発を継続して実施します。 ○ 子宮がん、乳がんなどの予防と早期発見の自己検診法を普及し、市民健診受診率向上に努め、生涯にわたる健康づくりの支援を行います |

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|---------------------------|---|
| 57 | 過度なアルコール摂取や喫煙、薬物乱用の危険性の啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 過度なアルコール摂取や喫煙の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。 ○ 薬物乱用の危険性について、多様な媒体を活用して啓発に努めます。 |
| 58 | 心身の問題に関する相談体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 専門職による個別相談など、各年代における心身の問題に対する相談体制の充実や、女性が抱える様々な悩みに対する相談、訪問を継続して実施します。 |
| 59 | 性と生殖に関する意思の尊重 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ライフステージに応じて、女性の生涯にわたる健康について、女性も男性も自らが主体的に考えることができるよう、学校などと連携しながら健康教育や啓発を行います。 |

■重点課題3 あらゆる男女間の暴力の根絶

※「DV防止法」関連項目

親しい男女間の暴力（ドメスティック・バイオレンス）には身体的な暴力だけでなく、精神的・経済的に追い詰める行為も含まれますが、いずれも重大な人権侵害であり、根絶へ向けた地道な取組が必要です。

このため、様々な機会を通じてドメスティック・バイオレンス防止の教育・啓発を行うとともに、被害者を救済するための支援策の充実を図ります。

また、加害者を根絶しない限りドメスティック・バイオレンスはなくなるということから、加害者に対するカウンセリングなど、再発防止に向けた取組を推進します。

（1）配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|----------------------------|---|
| 60 | ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた意識啓発 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンスの防止に向けて府や市が行う講座や研修に関する情報提供を行い、参加者増に努めます。 ○ ドメスティック・バイオレンスをはじめとする男女間のあらゆる暴力を防止するため、多様な媒体を活用して啓発に努めます。 |
| 61 | ドメスティック・バイオレンスの防止に向けた教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 幼稚園や学校等の人権教育の一環として、ドメスティック・バイオレンスやデート・バイオレンスの防止に向けた教育を行います。 |

(2) 相談支援体制の充実

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-----------|--|
| 62 | 相談支援体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の周知のため、市独自のチラシや情報カードの作成を行うとともに、女性相談事業や警察など、関係機関との連携を図り、身近な相談窓口として利用いただけるよう努めます。 ○ 男性でも相談しやすい環境の整備に努め、男性の被害者も積極的に相談するよう、啓発に努めます。 |

(3) 被害者の保護・自立のための支援

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-----------------|---|
| 63 | 被害者の保護・自立のための支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域の民生委員・児童委員などと連携して、ドメスティック・バイオレンスの被害者の早期発見と未然防止に努めます。 ○ 被害者の状況を把握した上で安全性の確保と情報管理を行い、各種の支援を行います。 ○ ハローワークなどを活用するなど、就労に関する情報提供を行います。 ○ 経済的に困窮している人に対し、適切な制度の運用による支援を行います。 |

(4) 加害者に対するカウンセリング等の支援

| 番号 | 具体的施策 | 施策の内容 |
|----|-------------------|--|
| 64 | 加害者に対する再発防止に向けた支援 | <ul style="list-style-type: none"> ○ ドメスティック・バイオレンスの加害者に対し、カウンセリングなどの適切な支援を行い、再発の防止に努めます。 |

第6章 計画の推進

1. 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

本計画を円滑かつ着実に実行し、あらゆる分野にまたがる男女共同参画に関する課題の解消を進めるためには、庁内の各部署・各機関が相互に連携した全庁的な取組が必要です。

このため、各部署間の連携・調整を図りながら、本計画の推進に取り組みます。

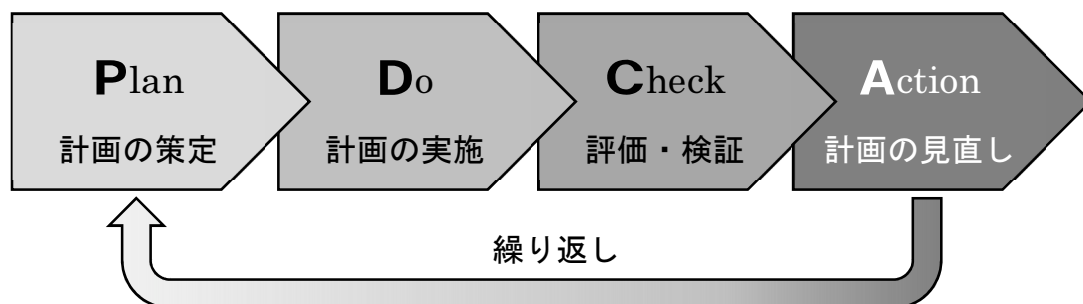
(2) 関係機関・関係団体との連携

本計画の推進にあたっては、国・県をはじめ関係機関・団体等との連携・協力体制の維持・強化を図りつつ、各施策の円滑かつ着実な推進に努めます。

また、市内の事業所やボランティア団体などの自発的な男女共同参画推進活動を支援するとともに、それらの機関・団体との相互協力体制により、市民の男女共同参画意識の向上のための取組を推進します。

2. 計画の進捗管理と評価

本計画はPDCAサイクルに基づき、毎年度、担当課が中心となって各施策の進捗状況を評価・再検討し、次年度の取組に反映させます。また、南丹市男女共同参画社会推進委員会の意見具申なども反映させて、必要に応じて適宜、本計画の見直しを行います。



資料編

- 用語解説
 - 計画策定の経緯
 - 関連法・条例・要綱等の条文
 - 委員名簿
 - 関連年表
- …など

第2次南丹市男女共同参画行動計画

発行年月：2019（平成31）年3月

発行：南丹市 市民福祉部 人権政策課
〒622-8651 京都府南丹市園部町小桜町47番地
TEL:0771-68-0015 FAX:0771-63-2850